

国の地方支分部局等における行政サービスの改善
に関する行政評価・監視

－利用者サービスの推進及び安全・利便の確保
の取組状況を中心として－

結果報告書

平成 27 年 3 月

九州管区行政評価局
佐賀行政評価事務所

目 次

	頁
第 1 行政評価・監視の目的等-----	1
第 2 行政評価・監視結果-----	3
1 ホームページにおける情報の提供及び個人情報保護対策-----	3
2 バリアフリー対策等の実施状況-----	10
(1) バリアフリー対策の実施状況-----	10
(2) 受動喫煙防止対策の実施状況-----	38
3 その他-----	45
(1) 防火対策の実施状況-----	45
(2) A E D の設置及び維持管理等の状況-----	55
(3) 身体障害者補助犬の受入れの表示状況-----	65

図表等目次

頁

1 ホームページにおける情報の提供及び個人情報保護対策

図表1-①	行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（情報提供のわかりやすさ等関係）（抜粋）	5
図表1-②	日本工業規格（JIS X 8341-3）（抜粋）	5
図表1-③	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抜粋）	5
図表1-④	個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）（抜粋）	6
図表1-⑤	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）（抜粋）	6
図表1-⑥	行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定（ホームページへの掲載事項関係）（抜粋）	7
図表1-⑦	平成18年度に実施した行政評価・監視に基づく所見表示後の改善確認状況	8
図表1-⑧	指摘事項に対する改善状況（ページ内の画像等の非テキスト要素への代替テキスト設定等）	8
図表1-⑨	指摘事項に対する改善状況（サイトマップ設置等、国民の利便に配慮したページの作成）	8
図表1-⑩	指摘事項に対する改善状況（通信の暗号化措置）	9
図表1-⑪	指摘事項に対する改善状況（個人情報開示請求手続のホームページ掲載）	9
図表1-⑫	指摘事項に対する改善状況（プライバシーポリシーの明示）	9

2 バリアフリー対策等の実施状況

(1) バリアフリー対策の実施状況

図表2-(1)-①	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（抜粋）	17
図表2-(1)-②	建築物移動等円滑化基準の概要	18
図表2-(1)-③	調査対象庁舎の概要	20
図表2-(1)-④	調査対象庁舎に係る合同庁舎等の状況	21
図表2-(1)-⑤	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成24年国土交通省）（通路の照明関係抜粋）	22
図表2-(1)-⑥	階段上端部の廊下等に点状ブロックが敷設されていないもの（3庁舎）	22
図表2-(1)-⑦	車いす使用者用便所前の照度が不足しているもの（1庁舎）	22
図表2-(1)-⑧	階段の手すりが握りにくい形状となっているもの（6庁舎）	23
図表2-(1)-⑨	庁舎の一部の階段に手すりが設置されていないもの（2庁舎）	23
図表2-(1)-⑩	階段の踏面端部と踏面に明度差がないもの（2庁舎）	24
図表2-(1)-⑪	傾斜路に手すりを設置していないもの（1庁舎）	24

図表 2-(1)-⑫	傾斜路の存在が容易に判別できないもの(1庁舎)	-----	25
図表 2-(1)-⑬	車いす使用者用便房の構造に関する規程(平成18年国土交通省告示第1496号)	-----	25
図表 2-(1)-⑭	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年国土交通省)(オストメイト対応関係抜粋)	-----	26
図表 2-(1)-⑮	車いす使用者用便房を設置していないもの(1庁舎)	-----	26
図表 2-(1)-⑯	車いす使用者用便房に十分な空間が確保されていないもの(9庁舎)	-----	26
図表 2-(1)-⑰	オストメイト対応便房がないもの(34庁舎)	-----	27
図表 2-(1)-⑱	男子用小便器の高さが基準を満たしていないもの(3庁舎)	-----	27
図表 2-(1)-⑲	段に手すりが設置されていないもの(4庁舎)	-----	28
図表 2-(1)-⑳	段の踏面端部とその周辺の部分に明度差がないもの(5庁舎(うち1庁舎改善済み))	-----	28
図表 2-(1)-㉑	段に手すりが設置されておらず、明度差もないもの(1庁舎)	-----	29
図表 2-(1)-㉒	移動等円滑化経路上の傾斜路に手すりが設置されていないもの(4庁舎)	-----	29
図表 2-(1)-㉓	車いす使用者用駐車施設を設置していないもの(2庁舎)	-----	30
図表 2-(1)-㉔	車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていないもの(1庁舎)	-----	30
図表 2-(1)-㉕	移動等円滑化経路上に段があるが、傾斜路等が設置されていないもの(1庁舎)	-----	30
図表 2-(1)-㉖	移動等円滑化経路上にある扉が容易に開閉できないもの(1庁舎)	-----	31
図表 2-(1)-㉗	玄関出入口扉が手動式扉となっているもの(1庁舎)	-----	31
図表 2-(1)-㉘	エレベーターかご内の制御装置が、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されていないもの(1庁舎)	-----	31
図表 2-(1)-㉙	エレベーターの設置位置を示す表示がないもの(1庁舎)	-----	32
図表 2-(1)-㉚	車いす使用者用便所の案内表示がないもの(3庁舎)	-----	32
図表 2-(1)-㉛	オストメイト対応便房を設置しているが設置位置を示す表示がないもの(2庁舎(2庁舎とも改善済み))	-----	33
図表 2-(1)-㉜	車いす使用者用駐車施設の位置表示がないもの(6庁舎)	-----	33
図表 2-(1)-㉝	車いす使用者用便所の配置を庁舎案内板に表示していないもの(1庁舎)	---	34
図表 2-(1)-㉞	庁舎案内板に点字が敷設されていないもの(2庁舎)	-----	34
図表 2-(1)-㉟	線状ブロック等と周辺床面に明度差がないもの(4庁舎)	-----	35
図表 2-(1)-㊱	移動等円滑化経路上に点状ブロック等が全く敷設されていないもの(3庁舎)	-----	35
図表 2-(1)-㊲	移動等円滑化経路上に点状ブロック等が一部敷設されていないなどのもの(17庁舎)	-----	36
図表 2-(1)-㊳	移動等円滑化経路上に障害物が設置されているもの(6庁舎(うち4庁舎で改善済み))	-----	36
図表 2-(1)-㊴	前回調査結果に基づく所見表示後の改善状況	-----	37

(2) 受動喫煙防止対策の実施状況

図表 2-(2)-①	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号) (抜粋) -----	40
図表 2-(2)-②	職場における喫煙対策に係る人事院通知-----	40
図表 2-(2)-③	「受動喫煙防止対策について」 (平成 22 年 2 月 25 日付け健発 0225 第 2 号厚生労働省健康局長通知) (抜粋) -----	41
図表 2-(2)-④	調査対象庁舎における全面禁煙・空間分煙の実施状況-----	42
図表 2-(2)-⑤	庁舎内に喫煙室を設けているが、喫煙室出入口が一部開放されており、 たばこの煙が出入口から漏れるおそれのあるもの (1 庁舎) -----	42
図表 2-(2)-⑥	屋内全面禁煙としているものの、庁舎外の出入口付近に喫煙コーナー等 を設けているもの (3 庁舎(うち 2 庁舎改善済み)) -----	43
図表 2-(2)-⑦	喫煙室を設置しているものの、平成 15 年人事院通知に基づく 空気環境測定を実施していないもの -----	43
図表 2-(2)-⑧	庁舎内を全面禁煙としているものの、全面禁煙の表示を行っておらず、 来庁舎が全面禁煙かどうかわからないもの (8 庁舎 (うち 6 庁舎改善 済み)) -----	43
図表 2-(2)-⑨	喫煙室を設置しているが、喫煙室の表示等を行っていないもの (4 庁舎) --	44
図表 2-(2)-⑩	前回調査結果に基づく所見表示後の改善状況 -----	44

3 その他

(1) 防火対策の実施状況

図表 3-(1)-①	消防法 (昭和 23 年法律第 186 号) (抜粋) -----	48
図表 3-(1)-②	消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) (抜粋) -----	49
図表 3-(1)-③	防火対象物の用途 -----	50
図表 3-(1)-④	調査対象庁舎の消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項の適用状況-----	51
図表 3-(1)-⑤	消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号) (抜粋) -----	52
図表 3-(1)-⑥	防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等が不適切な事例-----	53
図表 3-(1)-⑦	消防訓練を実施していない理由-----	53
図表 3-(1)-⑧	消防訓練を工夫して実施している事例-----	53
図表 3-(1)-⑨	火災予防の観点からみて不適切又は火災発生時における庁舎利用者 の円滑な避難に支障がある事例-----	54
図表 3-(1)-⑩	平成 16 年消防庁告示第 9 号(消防法施行規則の規定に基づき、消防用設 備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、 点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件) (平成 16 年 5 月 31 日付け) (抜粋) -----	54
図表 3-(1)-⑪	消防用設備等の点検を実施していない事例-----	54

(2) AED の設置及び維持管理等の状況

図表 3-(2)-①	「非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について」 (平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知) (抜粋) -----	59
図表 3-(2)-②	AED の販売累計台数-----	59

図表 3-(2)-③ 「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成 25 年 9 月 9 日一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)	60
図表 3-(2)-④ 調査対象庁舎の AED の設置状況	61
図表 3-(2)-⑤ 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416002 号・薬食発第 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)(抜粋)	61
図表 3-(2)-⑥ 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)の別紙「AED の設置者等が行うべき事項等について」(抜粋)	62
図表 3-(2)-⑦ 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」(平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 7 号・薬食発 0927 第 2 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)(抜粋)	62
図表 3-(2)-⑧ AED の日常点検等が不適切な事例	63
図表 3-(2)-⑨ AED の維持管理に係る管理要領を策定している事例	63
図表 3-(2)-⑩ AED の日常点検等に係る管理要領策定の効果(意見)	63
図表 3-(2)-⑪ AED の配置場所又は配置場所の表示を検討する余地がある事例	64
図表 3-(2)-⑫ 庁舎内における AED の配置場所が工夫して周知されている事例	64

(3) 身体障害者補助犬の受入れの表示状況

図表 3-(3)-① 身体障害者補助犬法(平成 14 年法律第 49 号)(抜粋)	66
図表 3-(3)-② 厚生労働省ホームページにおいて示されている身体障害者補助犬受入れを表すマーク	66
図表 3-(3)-③ 身体障害者補助犬受入れを明示している機関	66
図表 3-(3)-④ 身体障害者補助犬受入れを十分に明示していない機関	67
図表 3-(3)-⑤ 「ほじょ犬マーク」を掲示していない理由	67
図表 3-(3)-⑥ 身体障害者補助犬受入れの明示に関する障害者団体(公益財団法人九州盲導犬協会)の意見	67

4 事例表(別冊)

第1 行政評価・監視の目的等

1 目的

国等においては、国民の立場に立った親切で真心のこもった行政を実現するため、毎年、さわやか行政サービス運動を展開している。この運動は、「さわやか行政サービス運動について」（昭和63年1月26日付け閣議決定）及び「今後の行政サービス運動の推進について」（平成13年2月16日さわやか行政サービス推進協議会申合せ）に基づき実施されており、同申合せでは、各府省は、機関・施設ごとに提供するサービスの内容等に応じた自主的な総点検を行い、行政サービスの改善を推進することとされている。

また、国の行政機関が入居する官公庁施設等であって、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するものについては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）に基づき、高齢者、障がい者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることとされている。

さらに、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者は、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

九州管区行政評価局は、利用者サービスの向上を図る観点から、平成18年度に「国の地方支分部局等における行政サービスの改善に関する調査－安心かつ利用しやすい行政サービスの推進を中心として－」を実施し、19年3月、その結果に基づき、①各府省が行うホームページを活用した行政情報の収集方法の改善及び提供情報の充実、②高齢者、身体障がい者に配慮した施設のバリアフリー化の推進、③受動喫煙防止対策の推進などを九州管内の21機関に対し、改善意見を提示（所見表示）している。

しかしながら、所見表示に対する関係行政機関からの回答において、改善措置を採ることにつき検討中のもの、具体的な改善措置を講じる時期の明示にとどまっているもの等がある。また、バリアフリー対策に関しては、当局が上記調査実施中の平成18年12月にバリアフリー法が施行され、バリアフリー対策の大幅な見直しが行われている。

さらに、受動喫煙防止対策についても、依然として十分な措置が講じられていないものがみられる。

加えて、多くの国民が出入りする国の機関が入居する庁舎における防火対策、火災等発生時の避難誘導対策は重要であり、平素から万全の取組が求められている。とりわけ、AED（自動体外式除細動器）については、平成25年9月に、厚生労働省が、その設置拡大及び適切な管理の実施について、総務省からのあっせんを受けて各府省庁及び都道府県に対し要請を行っている。

このほか、身体障害者補助犬についても、その役割の重要性について国民の理解を深めるように努める必要がある。

この行政評価・監視は、以上のような状況を踏まえ、国の行政機関等の利用者に対するサービスの向上及び安全・利便の確保を図る観点から、上記調査に係る所見表示事項のフォローアップとともに、これらの行政機関におけるバリアフリー対策、受動喫煙防止対策等の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 調査項目

- (1) ホームページにおける情報の提供及び個人情報保護対策
- (2) バリアフリー対策等の実施状況
 - ア バリアフリー対策の実施状況
 - イ 受動喫煙防止対策の実施状況
- (3) その他
 - ア 防火対策の実施状況
 - イ AEDの設置及び維持管理等の状況
 - ウ 身体障害者補助犬の受入れの表示状況

3 対象機関

- (1) 調査対象機関
 - 府省の地方支分部局
- (2) 関連調査等対象機関
 - 地方公共団体、関係団体

4 調査実施期間

平成 26 年 12 月～27 年 3 月

第2 行政評価・監視結果

1 ホームページにおける情報の提供及び個人情報保護対策

通 知	説明図表番号
<p>ホームページ等による情報提供について、各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成16年11月12日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（以下「指針」という。）に基づき、ホームページを作成する場合は、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、ページ内にある画像等の非テキスト要素に代替テキストを設定し、音声読み上げソフトに対応させる等、高齢者及び視覚障害者に配慮したページとするとともに、サイトマップの設置、ページタイトルの付与及び現在位置の表示により、国民が迅速に掲載情報へアクセスできる環境を整備し、国民の利便性に配慮した分かりやすいホームページを作成することとされている。</p>	図表1-①
<p>また、政府は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「方針」という。）の中で、官民の幅広い主体に対し、方針に則して、適切な情報セキュリティシステムの整備等、国民の個人情報を保護するための取組を行うことを求めている。</p>	図表1-③ 図表1-④
<p>ホームページを活用した国民からの相談、申請等の受付を実施し、受付の際に国民の氏名や電話番号などの個人情報を収集する場合、当事者以外の者による成りすましやデータの改ざん、盗み見等を防ぐために、各府省は、方針に則し、SSL（通信の暗号化）等の情報セキュリティシステムをホームページに導入することで、国民の個人情報の保護を行うことが必要と考えられる。</p>	図表1-⑤
<p>さらに、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第12条では、何人も、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することが認められており、指針においても、各府省は、ホームページに情報公開の手続に関する情報を掲載することとされている。</p>	図表1-⑥
<p>九州管区行政評価局は、平成18年度に「国の地方支分部局等における行政サービスの改善に関する調査－安心かつ利用しやすい行政サービスの推進を中心として－」（以下「前回調査」という。）を実施し、福岡県及び佐賀県に所在する29機関について、上記の観点からホームページの作成状況を調査した結果、12機関に対し、ホームページによる情報提供の充実及び個人情報保護対策の実施について改善を求めている。</p>	図表1-⑦
<p>今回、これら12機関について、ホームページの改善状況を確認した結果、以下のとおり、6機関において、前回調査で指摘した事項が未改善となっている状況がみられた。</p>	図表1-⑧
<p>① ページ内の画像等の非テキスト要素に代替テキストを設定しておらず、音声読</p>	図表1-⑧

<p>み上げソフトに対応できないことから、高齢者及び視覚障害者にとって不便なもの（7機関中3機関未改善）</p>	
<p>② ホームページ内のサイトマップの未設置、ページタイトルの未設定、現在位置の未表示など利用者の利便に配慮していないもの（7機関中2機関未改善）</p>	<p>図表1-⑨</p>
<p>③ 利用者の個人情報を入力させるフォームを設置したページにSSL（通信の暗号化）が導入されておらず、個人情報の保護が行われていないもの（3機関中3機関未改善）</p>	<p>図表1-⑩</p>
<p>④ ホームページ上で個人情報の開示請求等の手続に関する情報提供が行われていないもの（3機関中1機関未改善）</p>	<p>図表1-⑪</p>
<p>なお、前回調査でホームページにプライバシーポリシーを明示していなかった2機関は、改善措置を講じていた。</p>	<p>図表1-⑫</p>
<p>したがって、関係行政機関は、ホームページにおける利便性の向上、個人情報保護対策の推進及び提供情報の充実を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① ページ内に掲載した画像に代替テキストを設定し、音声読み上げソフトに対応させる等、高齢者及び視覚障害者に配慮したページとすること。</p>	
<p>② サイトマップ、戻るボタン、ページタイトルの設置、現在位置の表示等、利用者の利便に配慮したページを作成すること。</p>	
<p>③ 氏名等、国民の個人情報を入力させるページの通信暗号化を行うこと。</p>	
<p>④ 個人情報の開示請求等の手続に関する情報をホームページに掲載すること。</p>	

図表 1-① 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）（平成 16 年 11 月 12 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）（提供情報のわかりやすさ等関係）（抜粋）

<p>II 電子的提供に関する留意事項等</p> <p>3 提供情報のわかりやすさと利便性の向上等</p> <p>(1) 高齢者・障害者にも利用しやすいものとするため、ウェブコンテンツ（掲載情報）に関する日本工業規格（JIS X 8341-3）を踏まえ、各府省は、コンテンツを同規格に沿ったものとするため、必要な修正及び作成を行う。</p> <p>(5) 各府省のホームページについては、サイトマップ（掲載事項一覧）により掲載情報を迅速に閲覧できるようにする。</p>
--

図表 1-② 日本工業規格（JIS X 8341-3）（抜粋）

<p>7 ウェブコンテンツに関する案件</p> <p>7.1 知覚可能に関する原則（認識に関する原則）</p> <p>情報及びユーザインタフェースコンポーネントは、利用者が知覚できる方法で利用者に提示可能でなければならない。</p> <p>7.1.1 代替テキストに関するガイドライン</p> <p>すべての非テキストコンテンツには、拡大印刷、点字、音声、シンボル、平易な言葉などの、利用者が必要とする形式に変換できるように、代替テキストを提供する。</p> <p>7.2 操作可能に関する原則</p> <p>7.2.4 ナビゲーション可能に関するガイドライン</p> <p>利用者がナビゲートしたり、コンテンツを探し出したり、現在位置を確認するのを手助けする手段を提供する。</p> <p>7.2.4.2 ページタイトルに関する達成基準</p> <p>ウェブページには、主題又は目的を説明したタイトルがなければならない。</p> <p>注記 この達成基準は、等級 A の達成基準である。</p> <p>7.2.4.8 現在位置に関する達成基準</p> <p>ウェブページ一式の中での利用者の現在位置に関する情報が提供されていないなければならない。</p> <p>注記 この達成基準は、等級 AAA の達成基準である。</p>

図表 1-③ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抜粋）

<p>第 7 条 政府は、個人情報の保護に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、個人情報の保護に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向</p> <p>二 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項</p> <p>三 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>四 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>五 地方独立行政法人が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>六 個人情報取扱事業者及び第四十条第一項に規定する認定個人情報保護団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項</p> <p>七 個人情報の取扱いに関する苦情の円滑な処理に関する事項</p> <p>八 その他個人情報の保護に関する施策の推進に関する重要事項</p>

図表 1-④ 個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）（抜粋）

政府は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「個人情報の保護に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定する。基本方針は、個人情報の保護に万全を期すため、個人情報の保護に関する施策の推進の基本的な方向及び国が講ずべき措置を定めるとともに、地方公共団体、個人情報取扱事業者等が講ずべき措置の方向性を示すものであり、政府として、官民の幅広い主体が、この基本方針に則して、個人情報の保護のための具体的な実践に取り組むことを要請するものである。

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(1) 各行政機関の保有する個人情報の保護の推進

国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成 16 年 9 月 14 日総務省行政管理局長通知）を策定し、個人情報の適切な管理を徹底してきたところであり、引き続き、各行政機関及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施等を行い同法の周知を図るとともに、施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。

また、各行政機関は、総務省が策定する指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め等の整備を行っているところであるが、引き続き、①職員への教育研修、②適切な情報セキュリティシステムの整備、③管理体制や国民に対する相談等窓口の整備、④個人情報の適切な管理を図るために講じる措置等に関する情報の提供を行う。

（注）本表中の網掛けは当局が付した。

図表 1-⑤ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）（抜粋）

（開示請求権）

第 12 条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。



図表1-⑥ 行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)(平成16年11月12日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(ホームページへの掲載事項関係)(抜粋)

II 電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

(3) 別紙1に掲げる情報については、各府省のホームページ上に共通のカテゴリー(掲載項目)を設け提供する。

別紙1 各府省のホームページ上に共通のカテゴリーを設け提供する情報

区分	共通のカテゴリー	提供内容
行政組織、制度等に関する基礎的な情報	組織・制度の概要	○ 内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関及び地方支分部局の内部組織、任務、担当する主要な事務又は事業
		○ 所在案内図(電話番号・府省メールアドレスを含む)
	所管の法人	○ 所管行政の概要
		○ 幹部職員名簿、可能な限り課等の単位までの電話番号・ファクシミリ番号
所管の法令、告示・通達等	○ 所管法令の一覧及び全文	
	○ 所管の告示・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文	
	○ 新規に制定された法令の全文、概要その他分かりやすい資料	
国会提出法案	○ 改正された法令の全文、改正の概要その他分かりやすい資料	
	○ 国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料	
行政活動の現状等に関する情報	審議会、研究会等	○ 答申・報告書等の全文及び要旨
	統計調査結果	○ 審議録の要旨又は全文
	白書、年次報告書等	○ 関係資料の全部又は抜粋
	パブリックコメント	○ 統計資料その他の公表資料
	法令適用事前確認手続	○ 白書等の全文及び要旨
	申請・届出等の手続案内	○ 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(平成11年3月23日閣議決定。平成12年12月26日一部改正)に基づく掲載
	調達情報	○ 行政機関による法令適用事前確認手続の導入について(平成13年3月27日閣議決定。平成16年3月19日一部改正)に基づく掲載
予算及び決算に関する情報	予算及び決算の概要	—
評価等に関する情報	評価結果等	○ 手続案内
		○ 様式、記入方法及び記入例
各区分に共通する情報	大臣等記者会見	○ 審査基準、標準処理機関等
		○ パーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について(平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定)及び情報システムに係る政府調達制度の見直しについて(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日最終改定)に基づく掲載
		○ 大臣等記者会見の概要
各区分に共通する情報	報道発表資料	—
	情報公開	○ 情報公開の手続・窓口案内情報

(注) 本表中の網掛けは当局が付した。

図表 1-⑦

平成 18 年度に実施した行政評価・監視に基づく所見表示後の改善確認状況

前回調査対象機関数	うち、所見表示後の改善状況の確認機関数	
29 機関	12 機関 (九州管区警察局、福岡法務局、福岡国税局、九州厚生局、福岡検疫所、福岡森林管理署、九州地方整備局、福岡国道事務所、佐賀国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課、第七管区海上保安本部、九州防衛局)	うち、未改善の機関
		6 機関 (福岡法務局、福岡検疫所、九州地方整備局、福岡国道事務所、佐賀国道事務所、第七管区海上保安本部)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中に網掛けをしている機関は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置を講じたことが確認できた機関である。

図表 1-⑧

指摘事項に対する改善状況 (ページ内の画像等の非テキスト要素への代替テキスト設定等)

機関名	前回調査の指摘に対する回答	改善状況の確認結果
福岡法務局	法務省本省において対応検討中	○
福岡検疫所	平成 20 年 3 月までに改善予定	×
福岡森林管理署	平成 19 年 12 月頃を目途に改善予定	○
九州地方整備局	平成 19 年度中に改善するため検討中	○
佐賀国道事務所	平成 19 年度中に改善するため検討中	×
国営海の中道海浜公園事務所 歴史公園課	平成 19 年度中に改善するため検討中	○
第七管区海上保安本部	平成 19 年 7 月に改善予定	×
確認機関数	指摘事項を改善した機関数	指摘事項が未改善の機関数
7	4	3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「○」は、調査日 (平成 26 年 12 月 19 日) 現在において、前回調査の指摘事項が改善されていることを、「×」は改善されていないことを示す。

図表 1-⑨

指摘事項に対する改善状況 (サイトマップ設置等、国民の利便に配慮したページの作成)

機関名	前回調査で指摘した事項	前回調査の指摘に対する回答	改善状況の確認結果
九州管区警察局	過去に掲載した記録の掲載	平成 18 年度以降の記事について、今後掲載予定	○
福岡法務局	現在位置の表示、戻るボタン設置	法務省本省において対応検討中	×
福岡国税局	内部組織及び担当業務、現在の位置表示の掲載	平成 19 年度中に改善	○
福岡検疫所	サイトマップの設置、現在位置の表示	平成 20 年 3 月までに改善予定	×
国営海の中道海浜公園 事務所歴史公園課	現在の位置表示の掲載	平成 19 年度中に改善予定	○
第七管区海上保安本部	ページタイトルの付与、現在位置の表示、業務案内等の掲載	平成 19 年 7 月に改善予定	○
九州防衛局	住宅防音工事に係る届出等の様式及び記載例の掲載	平成 19 年度以降に改善予定	○
確認機関数	指摘事項を改善した機関数	指摘事項が未改善の機関数	
7	5	2	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「○」は、調査日 (平成 26 年 12 月 19 日) 現在において、前回調査の指摘事項が改善されていることを、「×」は改善されていないことを示す。

3 表中に網掛けをしている機関は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置を講じたことが確認できた機関である。

図表 1-⑩ 指摘事項に対する改善状況（通信の暗号化措置）

機関名	前回調査の指摘に対する回答	改善状況の確認結果
九州地方整備局	平成 19 年度末までに対応	×
福岡国道事務所	平成 19 年度末までに対応	×
佐賀国道事務所	平成 19 年度末までに対応	×
確認機関数	指摘事項を改善した機関数	指摘事項が未改善の機関数
3	0	3

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「×」は、調査日（平成 26 年 12 月 19 日）現在において、前回調査の指摘事項が改善されていないことを示す。

図表 1-⑪ 指摘事項に対する改善状況（個人情報開示請求手続のホームページ掲載）

機関名	前回調査の指摘に対する回答	改善状況の確認結果
九州厚生局	平成 19 年度中に改善予定	○
福岡検疫所	平成 20 年 3 月までに改善予定	×
九州地方整備局	順次改善を進める予定	○
確認機関数	指摘事項を改善した機関数	指摘事項が未改善の機関数
3	2	1

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「○」は、調査日（平成 26 年 12 月 19 日）現在において、前回調査の指摘事項が改善されていることを、「×」は改善されていないことを示す。

図表 1-⑫ 指摘事項に対する改善状況（プライバシーポリシーの明示）

機関名	前回調査の指摘に対する回答	改善状況の確認結果
九州厚生局	平成 19 年度中に改善予定	○
福岡検疫所	平成 20 年 3 月までに改善予定	○
確認機関数	指摘事項を改善した機関数	指摘事項が未改善の機関数
2	2	0

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中の「○」は、調査日（平成 26 年 12 月 19 日）時点において、前回調査の指摘事項が改善されていることを示す。

2 バリアフリー対策等の実施状況

(1) バリアフリー対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p>国の地方支分部局等が入居する庁舎は、高齢者や身体障害者など多くの人が利用する施設であり、高齢者や身体障害者などが安全にかつ安心して利用できる施設であることが求められている。</p>	
<p>高齢者や身体障害者などが利用しやすい施設とすることを目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）が平成 18 年 12 月 20 日に施行されており、一定の建築物の建築主等（建築物の建築をしようとする者又は建築物の所有者、管理者若しくは占有者）に対し、建築物の構造及び設備について必要な措置を講ずることが求められている。</p>	図表 2-（1）-①
<p>バリアフリー法の対象となる建築物は、同法第 2 条第 16 号の特定建築物又は同法同条第 17 号の特別特定建築物であり、国の地方支分部局等が入居する庁舎は、特定建築物又は特別特定建築物のいずれかに該当し、建築等に当たって講ずべき措置は、以下のとおりとされている。</p>	図表 2-（1）-②
<p>○特別特定建築物</p> <p>床面積が 2,000 ㎡を超える特別特定建築物を建築する場合は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「バリアフリー法施行令」という。）第 11 条から第 23 条までに規定する基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させ（バリアフリー法第 14 条第 1 項）、建築物移動等円滑化基準への適合状態を維持することが義務付けられている（バリアフリー法第 14 条第 2 項）。</p> <p>なお、バリアフリー法施行前に建築された特別特定建築物については、建築物移動等円滑化基準に適合していなくても法令違反ではないものの、建築物移動等円滑化基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない（バリアフリー法第 14 条第 5 項）。</p> <p>また、床面積が 2,000 ㎡に満たない特別特定建築物についても、建築物移動等円滑化基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない（バリアフリー法第 14 条第 5 項）。</p> <p>○特定建築物</p> <p>特定建築物を建築しようとするとき及び特定建築物の建築物特定施設（出入口、廊下、階段等）の修繕又は模様替をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない（バリアフリー法第 16 条第 1 項及び第 2 項）。</p>	
<p>今回、当局及び佐賀行政評価事務所が、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 40 庁舎（合同庁舎（注 1）及び単独庁舎）を調査した。調査した 40 庁舎の全ては、</p>	図表 2-（1）-③
<p>バリアフリー法に基づく基準適合努力義務庁舎であるが、これら庁舎について、建</p>	図表 2-（1）-④

<p>建築物移動等円滑化基準への適合状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p> <p>(注1) 官公庁施設の建設等に関する法律(昭和26年法律第181号)第2条第3項に基づく 2以上の各省各庁の長が使用する庁舎</p>	
<p>ア 廊下、階段</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下等は、階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロック等(点状の突起が設けられた警告ブロック)を敷設することとされている(バリアフリー法施行令第11条)。</p> <p>また、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段は、次に掲げるものでなければならないとされている(バリアフリー法施行令第12条)。</p> <p>① 踊場を除き、手すりを設けること(バリアフリー法施行令第12条第1号)。 ② 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする(同第3号)。 ③ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること(同第5号)。</p>	<p>図表2-(1)-② (再掲)</p>
<p>さらに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成24年国土交通省。以下「設計標準」という。)において、「通路の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとすることが望ましい」とされている。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p> <p>① 階段上端部の廊下等に点状ブロックが敷設されていないもの(3庁舎) ② 車いす使用者用便所前の廊下の照度が不足しているもの(1庁舎) ③ 階段の手すりが握りにくい形状となっているもの(6庁舎) ④ 庁舎の一部の階段に手すりが設置されていないもの(2庁舎) ⑤ 階段の踏面端部と踏面に明度差がないもの(2庁舎)</p>	<p>図表2-(1)-⑤</p> <p>図表2-(1)-⑥ 図表2-(1)-⑦ 図表2-(1)-⑧ 図表2-(1)-⑨ 図表2-(1)-⑩</p>
<p>イ 傾斜路</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する傾斜路は、次に掲げるものでなければならないとされている(バリアフリー法施行令第13条)。</p> <p>① 勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること(第1号)。 ② その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする(第3号)。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合</p>	<p>図表2-(1)-② (再掲)</p>

<p>していない状況がみられた。</p> <p>① 傾斜路に手すりを設置していないもの（1庁舎）</p> <p>② 傾斜路の存在が容易に判別できないもの（1庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-⑪</p> <p>図表 2-（1）-⑫</p>
<p>ウ 便所</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち一以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ一以上）は次に掲げるものでなければならないとされている（バリアフリー法施行令第 14 条第 1 項）。</p> <p>① 便所内に、車いすを使用している者（以下「車いす使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造の便房（以下「車いす使用者用便房」という。）（注 2）を一以上設けること（同項第 1 号）。</p> <p>（注 2） 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件」（平成 18 年 12 月 15 日付け国土交通省告示第 1496 号）において、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていることとされている。</p> <p>② 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具（注 3）を設けた便房を一以上設けること（同項第 2 号）。</p> <p>（注 3） 当該水洗器具は、設計標準において、「オストメイト対応」とされている。</p> <p>なお、設計標準においては、人工肛門及び人工膀胱保有者を「オストメイト」と呼称している。</p> <p>③ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち一以上に、床置き式の小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を一以上設けなければならない（第 2 項）。</p>	<p>図表 2-（1）-② （再掲）</p> <p>図表 2-（1）-⑬</p> <p>図表 2-（1）-⑭</p>
<p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p> <p>① 車いす使用者用便房を設置していないもの（1庁舎）</p> <p>② 車いす使用者用便房に十分な空間が確保されていないもの（9庁舎）</p> <p>③ オストメイト対応便房がないもの（34庁舎）</p> <p>④ 男子用小便器の高さが基準を満たしていないもの（3庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-⑮</p> <p>図表 2-（1）-⑯</p> <p>図表 2-（1）-⑰</p> <p>図表 2-（1）-⑱</p>
<p>エ 敷地内の通路</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路は、次に掲げるものでなければならないとされている（バリアフリー法施行令第 16 条）。</p> <p>① 段がある部分は、i) 手すりを設けること、ii) 踏面の端部とその周辺の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できる</p>	<p>図表 2-（1）-② （再掲）</p>

<p>ものとする事（同条第2号）。</p> <p>② 傾斜路は、i)勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には手すりを設けること、ii)その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする事（同条第3号）。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p> <p>① 段に手すりが設置されていないもの（4庁舎）</p> <p>② 段の踏面端部とその周辺部分とに明度差がないもの（5庁舎）</p> <p>③ 段に手すりが設置されておらず、明度差もないもの（1庁舎）</p> <p>④ 移動等円滑化経路上の傾斜路に手すりが設置されていないもの（4庁舎）</p>	<p>図表2-(1)-⑱</p> <p>図表2-(1)-⑳</p> <p>図表2-(1)-㉑</p> <p>図表2-(1)-㉒</p>
<p>オ 駐車場</p> <p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を一以上設けなければならないとされている（バリアフリー法施行令第17条第1項）。</p> <p>また、車いす使用者用駐車施設は、i)幅は350cm以上とすること、ii)車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとされている（同条第2項）。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p> <p>① 車いす使用者用駐車施設を設置していないもの（2庁舎）</p> <p>② 車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていないもの（1庁舎）</p>	<p>図表2-(1)-② (再掲)</p> <p>図表2-(1)-㉓</p> <p>図表2-(1)-㉔</p>
<p>カ 移動等円滑化経路</p> <p>(ア) 段</p> <p>移動等円滑化経路（高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路）上には、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合を除き、階段又は段を設けないこととされている（バリアフリー法施行令第18条第2項第1号）。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、移動等円滑化経路上に段があるものの、傾斜路等が設置されていないものが1庁舎みられた。</p> <p>(イ) 出入口</p> <p>移動等円滑化経路を構成する出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこととされている（バリアフリー法施行令第18条第2項</p>	<p>図表2-(1)-② (再掲)</p> <p>図表2-(1)-㉕</p> <p>図表2-(1)-② (再掲)</p>

<p>第2号)。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p> <p>① 移動等円滑化経路上にある扉が容易に開閉できないもの（1庁舎）</p> <p>② 玄関出入口扉が手動式扉となっているもの（1庁舎）</p> <p>(ウ) エレベーター</p> <p>移動等円滑化経路を構成するエレベーターかご内及び乗降ロビーには車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けることとされている（バリアフリー法施行令第18条第2項第5項）。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、エレベーターかご内の制御装置が、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されていないものが1庁舎みられた。</p>	<p>図表2-(1)-⑳</p> <p>図表2-(1)-㉑</p> <p>図表2-(1)-㉒</p> <p>図表2-(1)-㉓</p>
<p>キ 標識</p> <p>移動等円滑化の措置が採られたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを示す標識を設けなければならないとされている（バリアフリー法施行令第19条）。</p> <p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p> <p>① エレベーターの設置位置を示す表示がないもの（1庁舎）</p> <p>② 車いす使用者用便所の案内表示がないもの（3庁舎）</p> <p>③ オストメイト対応便房を設置しているが設置位置を示す表示がないもの（2庁舎）</p> <p>④ 車いす使用者用駐車施設の位置表示がないもの（6庁舎）</p>	<p>図表2-(1)-㉔</p> <p>図表2-(1)-㉕</p> <p>図表2-(1)-㉖</p> <p>図表2-(1)-㉗</p>
<p>ク 案内設備</p> <p>建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置が採られたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けなければならないとされている（バリアフリー法施行令第20条第1項）。</p> <p>また、建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置が採られたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならないとされている（同条第2項）。</p>	<p>図表2-(1)-㉘</p>

<p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p>	
<p>① 車いす使用者用便所の配置を庁舎案内板に表示していないもの（1庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-③③</p>
<p>② 庁舎案内板に点字が敷設されていないもの（2庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-③④</p>
<p>ケ 案内設備までの経路</p>	
<p>道等から建物の案内設備又は案内所までの経路については、そのうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）にしなければならないとされている（バリアフリー法施行令第 21 条第 1 項）。</p>	<p>図表 2-（1）-② (再掲)</p>
<p>また、視覚障害者移動等円滑化経路は次に掲げるものでなければならないとされている（同条第 2 項）。</p>	
<p>① 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること（同項第 1 号）。</p>	
<p>② 視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、視覚障害者に対し警告を行うため、点状ブロック等を敷設すること（同項第 2 号）。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車路に近接する部分 ・ 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分 	
<p>今回、調査対象庁舎において、以下のとおり、建築物移動等円滑化基準に適合していない状況がみられた。</p>	
<p>① 線状ブロック等と周辺床面に明度差がないもの（4庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-③⑤</p>
<p>② 移動等円滑化経路上に点状ブロック等が全く敷設されていないもの（3庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-③⑥</p>
<p>③ 移動等円滑化経路上に点状ブロック等が一部敷設されていないなどのもの（17庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-③⑦</p>
<p>④ 移動等円滑化経路上に障害物が設置されているもの（6庁舎）</p>	<p>図表 2-（1）-③⑧</p>
<p>また、当局及び佐賀行政評価事務所は、利用者サービスの向上を図る観点から、平成 18 年度に実施した「国の地方支分部局等における行政サービスの改善に関する調査－安心かつ利用しやすい行政サービスの推進を中心として－」（以下「前回調査」という。）において、福岡県及び佐賀県に所在する 29 庁舎について、バリアフリー対策の実施状況を調査し、19 年 3 月に 15 庁舎を管理する関係行政機関に対して所見表示を行っている。</p>	

<p>今回、当局及び佐賀行政評価事務所において、前回調査の結果に基づき所見表示した関係行政機関が管理する庁舎のうち、13 庁舎について、その後の改善状況を調査したところ、5 庁舎において、指摘事項が改善されていない状況がみられた。</p> <p>以上の状況は、調査対象庁舎の全てが、バリアフリー法が施行された平成 18 年以前に建設された庁舎であり、同法の施行後、改築等の大規模改修が行われていないことなどが原因で発生したものと考えられる。</p> <p>しかし、バリアフリー法及び関係法令の基準が適用される庁舎の施設の中には、改築等の大規模改修を伴わなくとも基準に適合させることが可能なものもある。</p> <p>したがって、関係行政機関は、高齢者や障害者等の庁舎の利用上の利便及び安全の向上を促進する観点から、バリアフリー法及び関係法令に基づく基準に適合した施設とするため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 下部機関を含め、高齢者や身体障害者等の参画や意見を聴取するなど高齢者や身体障害者等の意見を反映した施設点検を行うこと。</p> <p>② 庁舎の大規模改修等を伴わず改善可能な施設については、速やかに改善措置を講ずること。</p> <p>③ 建築物移動等円滑化基準に適合しない建築物特定施設については、今後の修繕又は模様替の機会を捉え、所要の措置を講ずること。</p>	<p>図表 2 - (1) - ㉞</p>
---	-------------------------

図表 2 - (1) - ① 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、二 （略）

三 施設設置管理者 公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等をいう。

四～十五 （略）

十六 特定建築物 学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他多数の者が利用する政令で定める建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含むものとする。

十七 特別特定建築物 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

十八 建築物特定施設 出入口、廊下、階段、エレベーター、便所、敷地内の通路、駐車場その他の建築物又はその敷地に設けられる施設で政令で定めるものをいう。

（施設設置管理者等の責務）

第 6 条 施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等）

第 14 条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条においては同じ。）をしようとするときは、当該特別特定建築物（次項において「新築特別特定建築物」という。）を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない。

2 建築主等は、その所有し、管理し、又は占有する新築特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合するように維持しなければならない。

3、4 （略）

5 建築主等（第 1 項から第 3 項までの規定が適用される者を除く。）は、その建築をしようとし、又は所有し、管理し、若しくは占有する特別特定建築物（同項の条例で定める特定建築物を含む。以下同じ。）を建築物移動等円滑化基準（同項の条例で付加した事項を含む。第 17 条第 3 項第一号を除き、以下同じ。）に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（特定建築物の建築主等の努力義務等）

第 16 条 建築主等は、特定建築物（特別特定建築物を除く。以下この条において同じ。）の建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。次条第 1 項において同じ。）をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 建築主等は、特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、当該建築物特定施設を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<参考：バリアフリー法第 14 条関係>

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号）（抜粋）

（基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模）

第 9 条 法第 14 条第 1 項の政令で定める規模は、床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計 2,000 平方メートル（第 5 条第十八号に掲げる公衆便所にあつては、50 平方メートル）とする。

図表 2 - (1) - ②

建築物移動等円滑化基準の概要

建築物 特定施設	一般基準	移動等円滑化経路上である場合 の基準（注3）	視覚障害者移動等円滑化経路 上である場合の基準（注4）
廊下等 （屋内）	<p>【令第11条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○表面は粗面又は滑りにくい材料での仕上げ ○階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック等を敷設 	<p>【令第18条第2項第三号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅は120cm以上 ○戸を設ける場合は自動開閉する構造等とし、当該戸の前後の高低差の設定不可 	—
階段 （屋内）	<p>【令第12条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○踊場を除き、手すり設置 ○踏面端部とその周囲の部分との色の明度等の差による段の容易な識別 ○つまずきの原因となるものを設けない構造 ○段がある部分の上端に近接する踊場部分に点状ブロック等を敷設 ○主たる階段は、回り階段以外 	<p>【令第18条第2項第一号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段、段は設置不可（傾斜路、エレベーター等を併設する場合を除く。） 	—
傾斜路 （屋内の階段に代わり又はこれに併設するもの）	<p>【令第13条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜部分に手すり設置 ○傾斜部分の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等を敷設 	<p>【令第18条第2項第四号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅は120cm以上（階段に併設の場合90cm以上） ○勾配は12分の1以下（高さ16cm以下の場合8分の1以下） 	—
便所	<p>【令第14条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○便所内に車いす使用者用便房を一以上設置（男女区分がある場合はそれぞれ一以上） ○便所内にオストメイト用設備を設けた便房を一以上設置（同上） ○男子便所に床置き式小便器等を一以上設置 <p>【令第19条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房が設置されていることを示す標識を設置 	—	—
敷地内通路 （屋外）	<p>【令第16条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○段がある部分 <ul style="list-style-type: none"> ・手すりを設置 ・踏面端部とその周囲の部分との色の明度等の差による段の容易な識別 ・つまずきの原因となるものを設けない構造 ○傾斜路 <ul style="list-style-type: none"> ・勾配が12分の1を超え、又は高さが16cmを超える傾斜部分に手すり設置 ・傾斜路前後の通路との色の明度等の差による傾斜路の容易な識別 	<p>【令第18条第2項第一号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○階段、段は設置不可（傾斜路、エレベーター等を併設する場合を除く。） <p>【令第18条第2項第七号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅は120cm以上 ○傾斜路 <ul style="list-style-type: none"> ・幅は120cm以上（段に併設の場合90cm以上） ・勾配は12分の1以下（高さ16cm以下の場合8分の1以下） 	<p>【令第21条第1項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道等から建物の案内設備又は案内所までの経路については、そのうち一以上を視覚障害者移動等円滑化経路とする。 <p>【令第21条第2項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道等から案内所又は点字等による案内板に至る経路に視覚障害者誘導用ブロックを敷設 ○同経路上の車路に接する部分に点状ブロック等を敷設 ○同経路上の段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設

建築物 特定施設	一般基準	移動等円滑化経路上である場合 の基準（注3）	視覚障害者移動等円滑化経路 上である場合の基準（注4）
駐車場	<p>【令第17条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設を一以上設置 ○同駐車施設の幅は350cm以上 ○同駐車施設は利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置 <p>【令第19条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者用駐車施設が設置されていることを示す標識を設置 	—	—
出入口 (建築物)	—	<p>【令第18条第2項第二号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅は80cm以上 ○戸を設ける場合は自動開閉する構造等とし、当該戸の前後の高低差の設定不可 	—
エレベーター	<p>【令第19条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーターが設置されていることを示す標識を設置 	<p>【令第18条第2項第五号】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○かご（人を乗せ昇降する部分）の出入口の幅は80cm以上 ○かごの奥行きは135cm以上 ○かご内には、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること ○かごの幅は140cm以上（不特定多数の者が利用する床面積2000㎡以上の建物の場合） ○かご内に音声案内装置を設置（不特定多数の者等が利用するもの場合） 	—
案内設備	<p>【令第20条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エレベーター、便所、駐車施設の配置を表示した案内板の設置 ○エレベーター、便所の配置を点字等により設置 	—	—

(注) 1 本表は、バリアフリー法施行令による。

2 建築物特定施設には、本表の施設以外に「ホテル又は旅館の客室」等があるが、便宜上、除外した。

3 「移動等円滑化経路」とは、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路で、①建築物に不特定かつ多数の者が利用し又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（利用居室）を設ける場合には道等から当該利用居室までの経路、②建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる便房（車いす使用者用便房）を設ける場合には利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路、③建築物又はその敷地に車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（車いす使用者用駐車施設）を設ける場合には当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路について、それぞれ一以上を確保しなければならないとされている（令第18条第1項）。

4 「視覚障害者移動等円滑化経路」とは、視覚障害者が円滑に利用できる経路で、道等から令第20条第2項に規定する案内設備（建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーター等又は便所の配置を点字、文字等の浮き彫り又は音による案内により視覚障害者に示すための設備）又は案内所までの経路のうち一以上を視覚障害者移動等円滑化経路にしなければならないとされている（令第21条第1項）。

図表2-(1)-③

調査対象庁舎の概要

	庁舎管理官署	庁舎名	合同庁舎・単独庁舎区分	建築年月	延べ床面積(m ²)	法適合義務・適合努力義務区分
法務省	福岡法務局	福岡法務合同庁舎	合同庁舎	昭和48年3月	7,922.97	適合努力義務
	福岡法務局久留米支局	福岡法務局久留米支局庁舎	単独庁舎	昭和51年3月 (平成21年3月増築)	1,824.88	適合努力義務
	福岡法務局筑紫支局	福岡法務局筑紫支局庁舎	単独庁舎	昭和60年10月	1,048.57	適合努力義務
	福岡法務局柳川支局	福岡法務局柳川支局庁舎	単独庁舎	平成3年11月	1,817.23	適合努力義務
	福岡法務局行橋支局	福岡法務局行橋支局庁舎	単独庁舎	昭和57年10月 (平成18年3月増築)	1,176.95	適合努力義務
	佐賀地方法務局	佐賀合同庁舎	合同庁舎	昭和46年12月	5,593.12	適合努力義務
	佐賀地方法務局武雄支局	佐賀地方法務局武雄支局庁舎	単独庁舎	昭和61年3月	1,500.04	適合努力義務
	福岡保護観察所	福岡保護観察所庁舎	単独庁舎	昭和37年3月	1,505	適合努力義務
財務省	福岡財務支局	福岡合同庁舎	合同庁舎	本館：昭和43年10月 新館：平成18年7月	本館：25,342.11 新館：17,752.46	適合努力義務
	佐賀財務事務所	佐賀第2合同庁舎	合同庁舎	平成7年9月	10,021.85	適合努力義務
	門司税関	門司港湾合同庁舎	合同庁舎	昭和54年4月	22,845.45	適合努力義務
	門司税関博多税関支署	福岡港湾合同庁舎	合同庁舎	平成16年3月	9,257.77	適合努力義務
	門司税関伊万里税関支署	伊万里港湾合同庁舎	合同庁舎	昭和56年3月	689.92	適合努力義務
	福岡国税局飯塚税務署	飯塚合同庁舎	合同庁舎	平成11年9月	7,333.07	適合努力義務
	福岡国税局若松税務署	若松港湾合同庁舎	合同庁舎	平成8年7月	4,694	適合努力義務
	福岡国税局福岡税務署	福岡税務署庁舎	単独庁舎	昭和50年9月 (平成24年7月増築)	4,683	適合努力義務
	福岡国税局大牟田税務署	大牟田税務署庁舎	単独庁舎	昭和40年3月 (平成8年12月増築)	1,358	適合努力義務
	福岡国税局唐津税務署	唐津税務署庁舎	単独庁舎	昭和46年3月 (平成9年9月増築)	796	適合努力義務
福岡国税局鳥栖税務署	鳥栖税務署庁舎	単独庁舎	昭和47年12月 (平成13年3月、21年3月増築)	951	適合努力義務	
厚生労働省	福岡労働局大牟田労働基準監督署	大牟田労働基準監督署庁舎	単独庁舎	平成8年3月	1,014.66	適合努力義務
	福岡労働局福岡中央労働基準監督署	福岡中央労働基準監督署庁舎	単独庁舎	平成7年3月 (17年3月増築)	2,149	適合努力義務
	福岡労働局福岡東労働基準監督署	福岡東労働基準監督署庁舎	単独庁舎	昭和62年3月 (平成18年12月増築)	997.67	適合努力義務
	福岡労働局福岡中央公共職業安定所	福岡中央公共職業安定所庁舎	単独庁舎	平成6年3月	3,667.86	適合努力義務
	福岡労働局福岡南公共職業安定所	福岡南公共職業安定所庁舎	単独庁舎	昭和63年3月 (平成16年3月増築)	1,755.58	適合努力義務
	福岡労働局小倉公共職業安定所	小倉公共職業安定所庁舎	単独庁舎	平成13年2月	2,456.63	適合努力義務
	佐賀労働局武雄労働基準監督署	武雄労働基準監督署庁舎	単独庁舎	平成2年3月	582	適合努力義務
	佐賀労働局伊万里労働	伊万里労働基準監督署	単独庁舎	平成10年10月	816.76	適合努力義務

庁舎管理官署	庁舎名	合同庁舎・単独庁舎区分	建築年月	延べ床面積 (㎡)	法適合義務・適合努力義務区分	
基準監督署	庁舎					
	佐賀労働局唐津公共職業安定所	唐津公共職業安定所庁舎	単独庁舎	平成 10 年 12 月	1,244.30	適合努力義務
	佐賀労働局鹿島公共職業安定所	鹿島公共職業安定所庁舎	単独庁舎	昭和 50 年 12 月	624.77	適合努力義務
農林水産省	九州農政局福岡地域センター	福岡地域センター庁舎	単独庁舎	昭和 43 年 3 月	1,930.66	適合努力義務
	九州森林管理局福岡森林管理署	福岡森林管理署庁舎	単独庁舎	昭和 62 年 2 月	626.04	適合努力義務
国土交通省	九州地方整備局	福岡第二合同庁舎	合同庁舎	昭和 50 年 8 月	21,440.75	適合努力義務
	福岡国道事務所	福岡国道事務所庁舎	単独庁舎	昭和 44 年 10 月 (昭和 61 年、平成 3・5・7・9 年増築)	4,424.68	適合努力義務
	佐賀国道事務所	佐賀国道事務所庁舎	単独庁舎	昭和 60 年 9 月 (平成 5 年 3 月、19 年 3 月増築)	3,772.71	適合努力義務
	国営海の中道海浜公園事務所	国営海の中道海浜公園事務所庁舎	単独庁舎	昭和 56 年 3 月	2,949	適合努力義務
	国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課	国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課庁舎 (吉野ヶ里歴史公園)	単独庁舎	平成 13 年 3 月	6,765.27	適合努力義務
	福岡運輸支局	福岡運輸支局庁舎	単独庁舎	昭和 43 年 3 月 (平成 22 年 1 月増築)	1,304	適合努力義務
	佐賀運輸支局	佐賀運輸支局庁舎	単独庁舎	昭和 56 年 3 月	917.89	適合努力義務
	福岡管区气象台	福岡管区气象台庁舎	単独庁舎	昭和 42 年 10 月	5,355.72	適合努力義務
第七管区海上保安本部唐津海上保安部	唐津港湾合同庁舎	合同庁舎	昭和 47 年 3 月	1,360.01	適合努力義務	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表中の「法適合義務・適合努力義務」とは、バリアフリー法第 14 条第 1 項に基づく特別特定建築物に係る基準適合義務及び同条第 5 項に基づく基準適合努力義務並びに同法第 16 条に基づく特定建築物に係る基準適合努力義務を指す。

図表 2 - (1) - ④ 調査対象庁舎に係る合同庁舎等の状況

区分	庁舎数	合同庁舎・単独庁舎別		法適合義務・適合努力義務別	
		合同庁舎	単独庁舎	法適合義務	法適合努力義務
福岡県内所在調査対象庁舎	26	7	19	0	26
佐賀県内所在調査対象庁舎	14	4	10	0	14
計	40	11	29	0	40

(注) 1 当局の調査結果による。

2 本表中の「法適合義務・法適合努力義務」とは、バリアフリー法第 14 条第 1 項に基づく特別特定建築物に係る基準適合義務及び同条第 5 項に基づく基準適合努力義務、並びに同法第 16 条に基づく特定建築物に係る基準適合努力義務を指す。

図表 2-(1)-⑤

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 24 年国土交通省）（通路の照明関係抜粋）

<p>第 2 部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準</p> <p>第 2 章 単位空間等の設計</p> <p>2. 4 屋内の通路</p> <p>2. 4. 1 屋内の通路の設計標準</p> <p>(3) 設備・備品等</p> <p>③ 照明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路の照明は、むらがなく、通行に支障のない明るさとするのが望ましい。また、適宜足元灯、非常用照明装置を設置するのが望ましい。
--

図表 2-(1)-⑥

階段上端部の廊下等に点状ブロックが敷設されていないもの（3 庁舎）

事例の内容	
<p>○ 福岡保護観察所庁舎は 3 階建てであり、一般の来庁者が利用する階段は中央部分に 1 か所設置されている。各階には一般来庁者が利用する面接室（2 階）や会議室（3 階）が設置されているが、各階の階段上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等が設置されていない。【福岡保護観察所庁舎】</p>	
	
(2 階部分)	(3 階部分)
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡第二合同庁舎、福岡運輸支局庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2-(1)-⑦

車いす使用者用便所前の照度が不足しているもの（1 庁舎）

事例の内容
<p>○ 福岡東労働基準監督署庁舎 1 階には車いす使用者用便所が設置されているが、同便所前の通路の照度は 8 ルクス(注 2)と照度が不足している。【福岡東労働基準監督署庁舎】</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 バリアフリー法には、照度の基準は示されていないが、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 604 条においては、「事業者は労働者を常時就業させる場所の照度」を作業区分に応じて定めており、その区分によると、「精密な作業の場合、300 ルクス以上、普通の作業の場合、150 ルクス以上、粗な作業の場合、70 ルクス以上」とされている。

図表 2 - (1) - ⑧ 階段の手すりが握りにくい形状となっているもの (6庁舎)

事例の内容	
○ 福岡地域センター庁舎階段 (1階から2階) に設置されている手すりは、四角状の握りにくい形状となっている。【九州農政局福岡地域センター】	
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡保護観察所庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、福岡国道事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、福岡管区気象台庁舎</p> </div>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑨ 庁舎の一部の階段に手すりが設置されていないもの (2庁舎)

事例の内容	
○ 福岡第二合同庁舎 (本館) (地上 10 階地下 1 階) には A 階段及び B 階段が、同庁舎別館 (地上 4 階) には C 階段が設置されている。 このうち、A 階段及び B 階段については、階段途中から、段がある部分の上端に近接する踊場に至る間の 117 cm は、手すりが途切れている。【福岡第二合同庁舎】	
	<p>約 117cm 手すりが途切れている。</p>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡合同庁舎 (本館)</p> </div>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑩ 階段の踏面端部と踏面に明度差がないもの (2 庁舎)

事例の内容	
<p>○ 小倉公共職業安定所庁舎の1階及び2階は、求職者等への応接窓口や求職者の閲覧コーナー等となっており、階段を使って移動する構造となっている。これらの中には階段が設置されているが、当該階段の端部と踏面の色は同一で、明度差がないことから、視覚障害者にとって段の識別が困難とみられる。【小倉公共職業安定所庁舎】</p>	
	
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡合同庁舎 (新館)</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑪ 傾斜路に手すりを設置していないもの (1 庁舎)

事例の内容	
<p>○ 福岡保護観察所庁舎は道路面よりも一段高くなっているため、スロープが設置されている。このスロープは道路から庁舎に向かうもの<写真①>と、庁舎に沿って正面入口に向かうもの<写真①、②>の2つからなっている。</p> <p>このうち、前者については、勾配が12分の1を超えていないため、手すりは設置不要であるが、後者のものの勾配は8分の1であるため、手すりが必要であるものの、転落防止の柵が設置されているのみである。<写真②></p> <p>また、後者のスロープは、幅員が79cmと基準を下回るものとなっている<写真③>ほか、高さが150cm(スロープ延長16m)となっているものの、踊場は設置されていない。<写真④> 【福岡保護観察所庁舎】</p>	
	
(写真①)	(写真②)
	
(写真③)	(写真④)
幅 79cm	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑫ 傾斜路の存在が容易に判別できないもの (1 庁舎)

事例の内容
<p>○ 福岡法務局行橋支局庁舎には正面の道路から同庁舎入口まで傾斜路が設置されている。しかしながら、同傾斜路の道路側は色の明度等の差が大きいものとなっているが、庁舎入口側は通路と同一の色相等であり、明度差がなく、視覚障害者が容易に識別できないものとなっている。【福岡法務局行橋支局庁舎】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑬ 車いす使用者用便房の構造に関する規程 (平成 18 年国土交通省告示第 1496 号)

<p>○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の規定により車いす使用者用便房の構造を定める件 (平成 18 年 12 月 15 日付け国土交通省告示第 1496 号)</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第 14 条第 1 項第一号に規定する車いす使用者が円滑に利用できるものとして国土交通大臣が定める構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>二 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p>
<p>(参考) 上記告示において、「車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること」とされている「十分な空間」について、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(平成 24 年国土交通省)で、次のとおり記載している。</p> <p style="text-align: center;">第 2 部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 単位空間等の設計</p> <p style="text-align: center;">2. 7 便所・洗面所</p> <p style="text-align: center;">2. 7. 1 個別機能を備えた便房の設計標準</p> <p style="text-align: center;">(1) 車いす使用者用便房</p> <p style="text-align: center;">⑤ 便房の広さ</p> <p style="text-align: center;">留意点：便房の寸法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 便房には車いすが 360° 回転できるよう、直径 150cm 以上の円が内接できる空間を確保するとともに、便器への移乗のために車いす使用者の近接スペースを確保する。

(注) 本表中の下線は当局が付した。

図表 2 - (1) - ⑭

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（平成 24 年国土交通省）
（オストメイト対応関係抜粋）

第 2 部 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準		
第 4 章 基本寸法等		
4. 1 バリアフリー対応を図るべき利用者について		
<p>建築物を計画し、設計する側があらかじめ留意すべき点について、以下に示す。なお、これらは施設用途や規模により対応が異なる場合も考えられるので、必要に応じて利用者が建築物の計画に参画することも期待される。</p>		
	対象者	建築的対応の考え方
② 身体障害者	内部障害者（腎臓、心臓、呼吸器障害、人工肛門、人工膀胱保有者等）	<ul style="list-style-type: none"> 腎臓、心臓、呼吸器障害は、階段の昇降等が困難であるため、特に長い移動、上下移動に配慮が必要である。 人工肛門、人工膀胱保有者（オストメイト）への対応は、特に便所施設での配慮が求められている。本設計標準では、「オストメイト対応」として記載している。

(注) 本表中の網掛けは当局が付した。

図表 2 - (1) - ⑮

車いす使用者用便房を設置していないもの（1 庁舎）

事例の内容	
○	福岡森林管理署庁舎には車いす使用者用便房は設置されていない。 【福岡森林管理署庁舎】

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑯

車いす使用者用便房に十分な空間が確保されていないもの（9 庁舎）

事例の内容	
○	伊万里港湾合同庁舎の 1 階には、車いす使用者用便房が設置されているが、戸が内開き式で狭隘であり、車いす利用に十分な空間が確保されていない。【伊万里港湾合同庁舎】
	
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>門司港湾合同庁舎、若松港湾合同庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、佐賀地方法務局武雄支局庁舎、佐賀第 2 合同庁舎、佐賀運輸支局庁舎、唐津港湾合同庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉗

オストメイト対応便房がないもの (34 庁舎)

事例の内容	
<p>○オストメイト対応便房がない庁舎</p> <p>福岡法務合同庁舎、福岡法務局筑紫支局庁舎、同柳川支局庁舎、同行橋支局庁舎、福岡保護観察所庁舎、門司港湾合同庁舎、福岡港湾合同庁舎、飯塚合同庁舎、若松港湾合同庁舎、大牟田税務署庁舎、大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央労働基準監督署庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、小倉公共職業安定所庁舎、九州農政局福岡地域センター庁舎、福岡森林管理署庁舎、福岡第二合同庁舎、福岡国道事務所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、福岡管区气象台庁舎、佐賀合同庁舎、佐賀地方法務局武雄支局庁舎、伊万里港湾合同庁舎、唐津税務署庁舎、鳥栖税務署庁舎、武雄労働基準監督署庁舎、伊万里労働基準監督署庁舎、唐津公共職業安定所庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎、佐賀国道事務所庁舎、佐賀運輸支局庁舎、唐津港湾合同庁舎</p> <p>[参考：オストメイト対応便房の設置例]</p>	
	<p>佐賀第 2 合同庁舎に設置されている オストメイト対応便房</p>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉘

男子用小便器の高さが基準を満たしていないもの (3 庁舎)

事例の内容	
<p>○ 福岡森林管理署庁舎の 1 階及び 2 階に男子用トイレが設置されているが、男子用小便器は、壁掛け式小便器のみで、その受け口の高さは約 50cm となっており、基準を満たしていない。(1 階男子トイレ：小便器 1 基、2 階男子トイレ：小便器 2 基。いずれも受け口は約 50cm) 【福岡森林管理署庁舎】</p>	
	
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】 国営海の中道海浜公園事務所庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑱ 段に手すりが設置されていないもの (4庁舎)

事例の内容	
○ 福岡保護観察所庁舎には、庁舎の出入口前に段 (8段) があるが、この段には、転落防止用の柵が部分的に設置されているのみで、手すりは設置されていない。【福岡保護観察所庁舎】	
	
【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡法務合同庁舎、鳥栖税務署庁舎、福岡管区気象台庁舎	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ⑳ 段の踏面端部とその周辺部分とに明度差がないもの (5庁舎 (うち1庁舎改善済み))

事例の内容	
○ 若松港湾合同庁舎正面出入口には、道路との敷地境界からの同庁舎1階職業安定所出張所受付窓口までの進入路に線状ブロック等が敷設された視覚障害者移動等円滑化経路が設置されており、この経路を経た同庁舎1階出入口から受付窓口までの間には段 (3段の階段) が設置されている (下部に点状ブロック敷設)。しかしながら、この段の端部と踏面の色は同一で、明度差等がないことから、視覚障害者にとっては段の容易な識別が困難とみられる。 【若松港湾合同庁舎】	
	
【その他当該事例がみられる庁舎】 佐賀地方法務局武雄支局庁舎、佐賀第2合同庁舎、伊万里港湾合同庁舎、武雄労働基準監督署庁舎	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中に網掛けをしている庁舎は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表 2 - (1) - ㉑

段に手すりが設置されておらず、明度差もないもの（1庁舎）

事例の内容	
<p>○ 福岡第二合同庁舎（別館）の出入口前に段が5段(各段の高さは12 cm)ある。しかし、当該段には手すりが設置されておらず、また、端部とその周囲の部分との明度差等がなく、高齢者、視覚障害者にとって段を容易に識別することが困難とみられる。【福岡第二合同庁舎（別館）】</p>	
	
	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉒

移動等円滑化経路上の傾斜路に手すりが設置されていないもの（4庁舎）

事例の内容	
<p>○ 国営海の中道海浜公園事務所庁舎の入口側の道路から同庁舎出入口への通路には、傾斜路(勾配1/12~1/20、高さ48cm)があるが、手すりは設置されていない。【国営海の中道海浜公園事務所庁舎】</p>	
	<p>1/12~1/20 の勾配がある。</p>
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>福岡法務局筑紫支局庁舎、若松港湾合同庁舎、武雄労働基準監督署庁舎</p>	

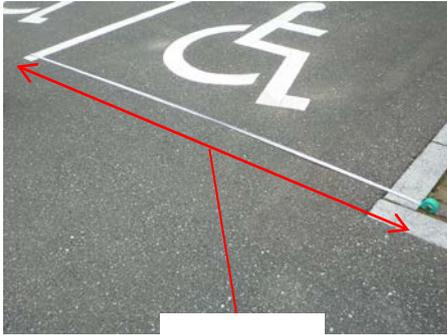
(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉓ 車いす使用者用駐車施設を設置していないもの (2庁舎)

事例の内容
○ 福岡保護観察所庁舎及び福岡森林管理署庁舎には、車いす使用者用駐車施設が設置されていない。 【福岡保護観察所庁舎、福岡森林管理署庁舎】

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉔ 車いす使用者用駐車施設の幅が確保されていないもの (1庁舎)

事例の内容
○ 福岡国道事務所庁舎玄関入口前に車いす使用者用駐車施設 (2台分) が設けられているが、幅は、玄関に向かって右側のものは 325 cm、左側のものは 323 cm と必要な幅 (350 cm) が確保されていない。【福岡国道事務所庁舎】
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>幅 323cm</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>幅 325cm</p> </div> </div>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉕ 移動等円滑化経路上に段があるが、傾斜路等が設置されていないもの (1庁舎)

事例の内容
○ 福岡運輸支局庁舎 1 階には執務室及び来庁者待合室がある。待合室から執務室に至る経路上に段 (高さ 19 cm) が設置されているにもかかわらず、傾斜路等は設置されていない。 なお、同庁舎 2 階には同支局総務部門及び会議室があるが、これらに至るためには当該段を通過する必要がある。【福岡運輸支局庁舎】
<div style="text-align: center;">  <p>高さ 19cm</p> </div>

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉔ 移動等円滑化経路上にある扉が容易に開閉できないもの (1 庁舎)

事例の内容
<p>○ 若松港湾合同庁舎裏側駐車場には、車いす使用者用駐車施設 (1 台分) が設けられているが、本駐車施設から庁舎に至る出入口は手動で開閉する仕様となっている。</p> <p>なお、入口には管理官庁に通じるインターホンが設置されており、出入口扉の開閉は管理官庁職員で対応可能となっている。【若松港湾合同庁舎】</p>


(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉕ 玄関出入口扉が手動式扉となっているもの (1 庁舎)

事例の内容	
<p>○ 福岡森林管理署庁舎内の移動等円滑化経路上にある出入口 (2 か所) の扉は、いずれも手動式の開き扉であり、車いす使用者が容易に利用できるものとはなっていない。【福岡森林管理署庁舎】</p>	
	
(玄関扉)	(玄関扉の先にある扉)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉖ エレベーターかご内の制御装置が、車いす使用者が利用しやすい位置に設置されていないもの (1 庁舎)

事例の内容	
<p>○ 福岡管区気象台庁舎 (4 階建て) にはエレベーターが設置されているが、本エレベーターのかご内の制御装置は、かごの床面から 130 cm の位置にあり、車いす使用者が利用しにくいものとなっている。</p> <p>【福岡管区気象台庁舎】</p>	
	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉘ エレベーターの設置位置を示す表示がないもの (1庁舎)

事例の内容	
○ 小倉公共職業安定所庁舎には1階と2階との間に移動等円滑化の措置が採られたエレベーターが1基設置されているが、当該エレベーター付近には、位置を示す標識は設置されていない。【小倉公共職業安定所庁舎】	
	
(1階乗降ロビー付近)	(2階乗降ロビー付近)

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉙ 車いす使用者用便所の案内表示がないもの (3庁舎)

事例の内容	
○ 福岡法務局柳川支局庁舎1階には車いす使用者用便所が設置されているが、防火戸の陰になっており見えなくなっているほか、庁舎案内図もなく位置がわかりづらい。【福岡法務局柳川支局庁舎】	
	
この先に車いす使用者用便所がある。	(車いす使用者用便所)
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡法務局久米支局庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉑

オストメイト対応便房を設置しているが設置位置を示す表示がないもの (2庁舎 (2庁舎とも改善済み))

事例の内容
<p>○ 福岡税務署庁舎 1階には、オストメイト対応の車いす使用者用便房 (男女兼用) が 1 施設設置されているが、入口の案内標識にオストメイト対応である旨の表示がない。【福岡税務署庁舎】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【その他当該事例がみられる庁舎】 福岡運輸支局庁舎</p> </div>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中に網掛けをしている庁舎は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表 2 - (1) - ㉒

車いす使用者用駐車施設の位置表示がないもの (6庁舎)

事例の内容
<p>○ 門司港湾合同庁舎には、同庁舎に最も近い位置に 2 台分の車いす使用者用駐車施設が設置されているが、この車いす使用者用駐車施設の位置を示す標識は設置されていない。【門司港湾合同庁舎】</p> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>福岡法務局筑紫支局庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、鳥栖税務署庁舎、武雄労働基準監督署庁舎</p> </div>

(注) 当局の調査結果による。

図表2- (1) - ㉓ 車いす使用者用便所の配置を庁舎案内板に表示していないもの (1庁舎)

事例の内容	
○ 唐津港湾合同庁舎の庁舎玄関ホール (1階) の奥には、出入口正面からみて、右側奥に、車いす使用者用便所が設置されているが、玄関ホール (1階) の庁舎案内板には、車いす使用者用便所の表示がない。 (注) 唐津港湾合同庁舎の庁舎玄関ホール (1階) には、案内窓口は設置されていない。 このため、車いす使用者は、直ちに、車いす使用者用便所の場所を把握することができない。	【唐津港湾合同庁舎】
	

(注) 当局の調査結果による。

図表2- (1) - ㉔ 庁舎案内板に点字が敷設されていないもの (2庁舎)

事例の内容	
○ 福岡東労働基準監督署の1階には案内所は設置されておらず、庁舎内施設設備、部署等の案内表示が設置されているが、点字等による方法が採られていない。【福岡東労働基準監督署庁舎】	
	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>【その他当該事例がみられる庁舎】 小倉公共職業安定所庁舎</p> </div>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉟ 線状ブロック等と周辺床面に明度差がないもの (4庁舎)

事例の内容	
○ 福岡合同庁舎の敷地内及び本館庁舎 1 階に敷設されている点状ブロック及び線状ブロックは、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差がないものとなっている。【福岡合同庁舎 (本館)】	
	
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>門司港湾合同庁舎、大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㊿

移動等円滑化経路上に点状ブロック等が全く敷設されていないもの (3庁舎)

事例の内容	
○ 福岡保護観察所庁舎には、視覚障害者用点字施設や案内所が設置されておらず、案内所に相当する事務室は 1 階処遇部門窓口に所在するが、庁舎入口に接する道路から玄関を経て、当該事務室に至る経路上に視覚障害者を誘導するための線状ブロック等及び点状ブロック等は敷設されていない。【福岡保護観察所庁舎】	
	
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>福岡森林管理署庁舎、福岡国道事務所庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉞ 移動等円滑化経路上に点状ブロック等が一部敷設されていないなどのもの (17 庁舎)

事例の内容	
○	福岡法務局久留米支局庁舎の南側玄関ロビー内に敷設している線状ブロックが一部分で敷設されていない。 【福岡法務局久留米支局】
	
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>福岡法務合同庁舎、福岡法務局筑紫支局庁舎、同柳川支局庁舎、同行橋支局庁舎、門司港湾合同庁舎、福岡税務署庁舎、大牟田税務署庁舎、福岡東労働基準監督署、福岡中央公共職業安定所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、伊万里港湾合同庁舎、鳥栖税務署庁舎、武雄労働基準監督署庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎、佐賀運輸支局庁舎</p>	

(注) 当局の調査結果による。

図表 2 - (1) - ㉟ 移動等円滑化経路上に障害物が設置されているもの (6 庁舎 (うち 4 庁舎で改善済み))

事例の内容	
○	大牟田税務署庁舎は、1階の総合案内窓口まで視覚障害者を誘導するための点状ブロック等を敷設しているが、同ブロック付近に机があり、視覚障害者が安全に利用できないおそれがある。 【大牟田税務署庁舎】
	点状ブロック付近に机、いすが配置されている。
<p>【その他当該事例がみられる庁舎】</p> <p>福岡合同庁舎、福岡税務署庁舎、福岡中央労働基準監督署庁舎、福岡管区気象台庁舎、佐賀運輸支局庁舎</p>	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中に網掛けをしている庁舎は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表 2 - (1) - ㉟ 前回調査結果に基づく所見表示後の改善状況

平成 18 年度の前回調査結果に基づき所見表示した関係機関が管理する庁舎のうち、今回調査した庁舎数（庁舎名）	うち未改善の庁舎数（庁舎名）	
	未改善	一部未改善
13 庁舎 （福岡第二合同庁舎、門司港湾合同庁舎、大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、九州農政局福岡地域センター庁舎、福岡国道事務所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、福岡管区气象台庁舎、佐賀国道事務所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課庁舎（吉野ヶ里歴史公園）、佐賀運輸支局庁舎）	1 庁舎 （門司港湾合同庁舎） 【未改善の内容】 敷地内の移動等円滑化経路上に点状ブロック等未設置	4 庁舎 （福岡国道事務所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、佐賀運輸支局庁舎） 【未改善の内容】 敷地内の移動等円滑化経路上に点状ブロック等未設置（上記 4 庁舎）

(注) 当局の調査結果による。

(2) 受動喫煙防止対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p>健康増進法（平成14 年法律第103 号）第25条により、官公庁施設など多数の者が利用する施設の管理者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p>	図表 2 - (2) - ①
<p>また、「職場における喫煙対策に関する指針について」（平成15年 7月10日 付け勤職—223人事院事務総局勤務条件局長通知。以下「平成15年人事院通知」という。）等において、各官署の長等は、国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるように具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙（庁舎全体を禁煙とする方法）の方向で改善に努めることとされているほか、空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難な場合は、喫煙コーナーを設け、また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましいとされている。</p>	図表 2 - (2) - ②
<p>さらに、庁舎内に喫煙室等を設けた場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度等を測定することとされている。</p>	
<p>また、厚生労働省は、平成22年に「受動喫煙防止対策について」（平成22年 2月25日付け健発0225第 2号厚生労働省健康局長通知）を発出し、今後の受動喫煙防止対策の方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として、全面禁煙であるべきとし、全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図り、また、全面禁煙が困難である施設・区域については、禁煙区域と喫煙可能区域を明確にし、周知を図り、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることのないように措置を講ずる必要があるとしている。</p>	図表 2 - (2) - ③
<p>今回、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 39 庁舎における全面禁煙、空間分煙の状況等を調査した結果、庁舎内全面禁煙としているものが 22 庁舎（56.4%）、庁舎内に喫煙室等を設置し、空間分煙を行っているものが 17 庁舎（43.6%）となっている。</p> <p>しかし、調査対象庁舎における受動喫煙防止対策の実施状況をみると、28 庁舎（全面禁煙庁舎 15 庁舎、空間分煙庁舎 13 庁舎）において、以下の状況がみられた。</p>	図表 2 - (2) - ④
<p>① 庁舎内に喫煙室を設けているが、喫煙室出入口が一部開放されており、たばこの煙が出入口から漏れるおそれのあるもの（1 庁舎）</p>	図表 2 - (2) - ⑤
<p>② 屋内全面禁煙としているものの、庁舎外の出入口付近に喫煙コーナー等を設けているもの（3 庁舎）</p>	図表 2 - (2) - ⑥
<p>③ 喫煙室を設置しているものの、平成 15 年人事院通知に基づく空気環境測定を実施していないもの（11 庁舎）</p>	図表 2 - (2) - ⑦
<p>④ 庁舎内を全面禁煙としているものの、全面禁煙の表示を行っておらず、来</p>	図表 2 - (2) - ⑧

<p>庁者が全面禁煙かどうか分からないもの（8庁舎）</p>	
<p>⑤ 喫煙室を設置しているものの、喫煙室の表示等を行っていないもの（4庁舎）</p>	<p>図表2-(2)-⑨</p>
<p>また、当局は、庁舎利用者への受動喫煙防止対策を推進するため、平成18年度に実施した前回調査において、福岡県及び佐賀県に所在する29庁舎について、受動喫煙防止対策の実施状況を調査し、4庁舎を管理する4機関に対して所見表示を行っている。</p>	<p>図表2-(2)-⑩</p>
<p>今回、前回調査の結果に基づき所見表示した4機関が管理する4庁舎について、その後の改善状況を確認したところ、1庁舎において、指摘事項の一部が改善されていない状況がみられた。</p>	
<p>これらの事例が発生している原因として、関係行政機関が平成15年人事院通知等に基づく受動喫煙を防止する措置を十分承知していなかったことによるものと考えられる。</p>	
<p>したがって、関係行政機関は、庁舎利用者の受動喫煙防止対策を一層推進するため、以下の措置を講ずるよう努める必要がある。</p>	
<p>① 喫煙室を設けているものの、喫煙室出入口からたばこの煙が漏れる構造となっている庁舎については、喫煙室の構造の改善を図ること。</p>	
<p>② 庁舎外に喫煙場所を設けている庁舎にあつては、速やかに喫煙場所の変更等の措置をとること。</p>	
<p>③ 喫煙室を設置している庁舎については、平成15年人事院通知に基づく空気環境測定を適切に実施し、環境改善を図ること。</p>	
<p>④ 全面禁煙を行っているものの、禁煙表示を行っていない庁舎については、表示を行うこと。</p>	
<p>⑤ 空間分煙を行っている庁舎については、喫煙場所の表示を行うこと。</p>	

図表 2 - (2) - ① 健康増進法（平成14年法律第103号）（抜粋）

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

図表 2 - (2) - ② 職場における喫煙対策に係る人事院通知

○「職場における喫煙対策に関する指針について」（平成15年7月10日付け勤職一223人事院事務総局勤務条件局長通知）（抜粋）

2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策

(1) 基本的考え方

ア 受動喫煙を防止する方法としては、「庁舎全体を禁煙とする方法」（以下「全面禁煙」という。）と「庁舎内に設けた一定の要件を満たす喫煙室又は喫煙コーナー（以下2の(3)において「喫煙室等」という。）のみで喫煙を認める方法」（以下「空間分煙」という。）とがある。

国の庁舎内においては、少なくとも空間分煙は確保されるよう具体的対策を講ずるとともに、可能な範囲で全面禁煙の方向で改善に努める。

イ 受動喫煙防止対策が実効性のあるものとなるためには、喫煙者は受動喫煙が非喫煙者の健康に重大な影響を及ぼすとともに、不快感等を与えることにより非喫煙者の心理面にも影響を及ぼすことを認識し、率先して受動喫煙の影響の排除に努めることが重要である。

(2) 喫煙室の設備等

ア 空間分煙の場合、庁舎内に喫煙室を設けることとし、それが困難であるときは、喫煙コーナーを設ける。また、可能な範囲で喫煙所を庁舎外に設けることが望ましい。

イ 喫煙室には、たばこの煙が当該喫煙室外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙室であっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。

ウ 喫煙コーナーは、事務室及び会議室以外の場所で、職員等の使用が一時的・短時間であるなど、受動喫煙の影響が比較的小さい場所に設ける。その際、妊婦及び呼吸器・循環器疾患等を持つ者には特に配慮して設ける。なお、食堂に喫煙コーナーを設ける場合は、一般の職員の勤務時間終了までは禁煙とする。

また、喫煙コーナーには、たばこの煙が漏れないように、当該喫煙コーナー以外の場所から仕切るための設備を設置するとともに、たばこの煙が当該喫煙コーナーの外に拡散する前に吸引して庁舎外に排出する換気扇等排気装置を設置する。空気清浄装置が設置されている喫煙コーナーであっても、換気扇等の庁舎外への排気装置を併せて設置する。

(3) 庁舎内の空気環境の測定

庁舎内に喫煙室等を設けた場合には、たばこの煙の影響を把握するため、当該喫煙室等とその周辺の浮遊粉じん及び一酸化炭素の濃度を測定し、また、喫煙室等から非喫煙場所へのたばこの煙やにおいの漏れを把握するため、非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速を測定する。

○「職場における喫煙対策に関する指針」の運用に当たって（平成15年7月10日付け勤職一224）（人事院事務総局勤務条件局職員課長発）（抜粋）

2 職場において講ずべき受動喫煙防止対策（指針2）

(3) 喫煙室の設備等（指針2(2)）

受動喫煙防止のためには、喫煙室等に指針に定める設備等を設ける必要があります。また、喫煙室等の設備は、下記(6)③に掲げる数値を満たすよう設置してください。

指針に沿って、できるだけ速やかに喫煙室等の整備を行ってください。必要な整備を完了するまでの間は、空気清浄装置を設置するようにしてください。

受動喫煙防止の観点からは、全面禁煙が望ましいところですので、可能な範囲で庁舎外に喫煙所を設けるようにしてください。また、庁舎外の喫煙所だけで足りる場合は、庁舎内に喫煙室等を設ける必要はありません。

(4) 庁舎外に設ける喫煙所（指針2(2)ア）

庁舎外に設ける喫煙所は、周囲の建物の状況、通行の流れ、天候による影響、事務室等からの距離等に配慮して設置してください。

(5) 喫煙コーナーの設置方法（指針2(2)ウ）

喫煙コーナーは煙の漏れにくい構造にする必要があります。例えば、①喫煙コーナーの出入口を除いた部

分を非喫煙場所と天井までのパーテーション等で仕切る。②煙は天井をはうので、出入口は天井からスクリーン等を下ろす。③喫煙コーナーから庁舎外への排気装置を設置する。以上により、通常は非喫煙室への空気の漏れは防ぐことができると考えられます。

(6) 空気環境の測定方法（指針2(3)）

① 測定場所等

浮遊粉じん及び一酸化炭素の測定は、喫煙室等、喫煙室等と非喫煙場所との境界及び喫煙室等に隣接する事務室等（3か所以上）において実施してください。

また、その際の測定点は、原則として室内の床上約1.2mから約1.5mまでの間の一定した高さとしてください。

非喫煙場所から喫煙室等への気流の風速の測定点は、非喫煙場所と喫煙室等との境界の開口面の上部、中央部及び下部の3点としてください。

なお、上記の測定点のほか、たばこの煙が滞留している箇所又は職員等から特に測定の希望があった箇所については、その箇所を測定点として設定してください。

② 測定回数

事務室については3月に1回以上、その通常の勤務時間中に測定してください。

庁舎内の事務室以外の非喫煙場所及び喫煙室等については、3月に1回以上、できる限りその使用中に測定してください。

③ 測定結果

測定の結果は、浮遊粉じんの濃度 $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、一酸化炭素の濃度 10ppm 以下及び非喫煙場所と喫煙室等との境界において喫煙室等へ向かう気流の風速 $0.2\text{m}/\text{s}$ 以上でなければなりません。

図表2-(2)-③ 「受動喫煙防止対策について」（平成22年2月25日付け健発0225第2号厚生労働省健康局長通知）（抜粋）

健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）第25条に規定された受動喫煙の防止については、「受動喫煙防止対策について」（平成15年4月30日付け健発第0430003号厚生労働省健康局長通知。以下「旧通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点を示しているところである。

その後、平成17年2月に「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、平成19年6月から7月にかけて開催された第2回締約国会議において、「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」が採択されるなど、受動喫煙を取り巻く環境は変化してきている。

このような状況を受け、平成21年3月に「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会報告書」（別添）が取りまとめられたことを踏まえ、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等について下記のとおりとするので、御了知の上、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

（略）

4 受動喫煙防止措置の具体的方法

(1) 施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙は、受動喫煙対策として極めて有効であると考えられているため、受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである。全面禁煙を行っている場所では、その旨を表示し周知を図るとともに、来客者等にも理解と協力を求める等の対応をとる必要がある。

また、少なくとも官公庁や医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい。

(2) 全面禁煙が極めて困難である施設・区域における受動喫煙防止対策

全面禁煙が極めて困難である場合には、施設管理者に対して、当面の間、喫煙可能区域を設定する等の受動喫煙防止対策を求めることとし、将来的には全面禁煙を目指すことを求める。

全面禁煙が極めて困難である場合においても、「分煙効果判定基準策定検討会報告書」（平成14年6月）等を参考に、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れ出ないことはもちろんのこと、適切な受動喫煙防止措置を講ずるよう努める必要がある。喫煙可能区域を設定した場合においては、禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示し、周知を図り、理解と協力を求めるとともに、喫煙可能区域に未成年者や妊婦が立ち入ることがないように、措置を講ずる必要がある。例えば、当該区域が喫煙可能区域であり、たばこの煙への曝露があり得ることを注意喚起するポスター等を掲示する等の措置が考えられる。

図表 2- (2) -④

調査対象庁舎における全面禁煙・空間分煙の実施状況

調査対象庁舎数	全面禁煙	空間分煙
39 庁舎 (100%)	22 庁舎 (56.4%)	17 庁舎 (43.6%)
	福岡法務合同庁舎、福岡法務局筑紫支局庁舎、福岡法務局柳川支局庁舎、福岡法務局行橋支局庁舎、福岡保護観察所庁舎、若松港湾合同庁舎、福岡税務署庁舎、大牟田税務署庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、小倉公共職業安定所庁舎、九州農政局福岡地域センター庁舎、福岡森林管理署庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、佐賀地方法務局武雄支局庁舎、伊万里港湾合同庁舎、唐津税務署庁舎、鳥栖税務署庁舎、武雄労働基準監督署庁舎、伊万里労働基準監督署庁舎、唐津公共職業安定所庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎、唐津港湾合同庁舎	福岡法務局久留米支局庁舎、福岡合同庁舎、門司港湾合同庁舎、福岡港湾合同庁舎、飯塚合同庁舎、大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央労働基準監督署庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡第二合同庁舎、福岡国道事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、佐賀合同庁舎、佐賀第二合同庁舎、佐賀国道事務所庁舎、国営海の中道公園事務所歴史公園課庁舎（吉野ヶ里歴史公園）、佐賀運輸支局庁舎

(注) 当局の調査結果による。

図表 2- (2) -⑤ 庁舎内に喫煙室を設けているが、喫煙室出入口が一部開放されており、たばこの煙が出入口から漏れるおそれのあるもの (1 庁舎)

事例の内容

○ 大牟田労働基準監督署庁舎 1 階の玄関ロビーに喫煙室が設置され、当該喫煙室の出入口の戸は、上半分のみのアコーディオン式の引き戸となっており、戸の下部からたばこの煙や臭い等が漏れ出すおそれがあるものとなっている。
【大牟田労働基準監督署庁舎】



引き戸は、入口の上半分に設置されているのみである。(下半分(高さ 90cm)は開放されている。)

(注) 当局の調査結果による。

図表2-(2)-⑥

屋内全面禁煙としているものの、庁舎外の出入口付近に喫煙コーナー等を設けているもの(3庁舎(うち2庁舎改善済み))

事例の内容	
○ 佐賀第2合同庁舎(地下1階、地上8階建)の出入口付近には、灰皿を置いただけの喫煙場所が設けられている。 【佐賀第2合同庁舎】	
	
【その他当該事例のある庁舎】 福岡保護観察所庁舎、伊万里港湾合同庁舎	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 表中に網掛けをしている庁舎は、平成27年3月6日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表2-(2)-⑦ 喫煙室を設置しているものの、平成15年人事院通知に基づく空気環境測定を実施していないもの

喫煙室設置庁舎数	空気環境測定実施庁舎数	空気環境測定未実施庁舎数	空気環境測定未実施庁舎名
			福岡法務局久米支局庁舎、福岡港湾合同庁舎(注2)、飯塚合同庁舎(喫煙室内外の空気環境測定未実施)、大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央労働基準監督署庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡国道事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、佐賀国道事務所庁舎、佐賀運輸支局庁舎

(注) 1 当局の調査結果による。

2 当該機関は、前回調査において改善を求めた機関である。

図表2-(2)-⑧ 庁舎内を全面禁煙としているものの、全面禁煙の表示を行っておらず、来庁者が全面禁煙かどうかわからないもの(8庁舎(うち6庁舎改善済み))

全面禁煙庁舎数	うち全面禁煙表示を行っていない庁舎数(庁舎名)
22庁舎	8庁舎 (福岡税務署庁舎、大牟田税務署庁舎、福岡森林管理署庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎、伊万里港湾合同庁舎、唐津税務署庁舎、鳥栖税務署庁舎、唐津港湾合同庁舎)

(注) 1 当局の調査結果による。

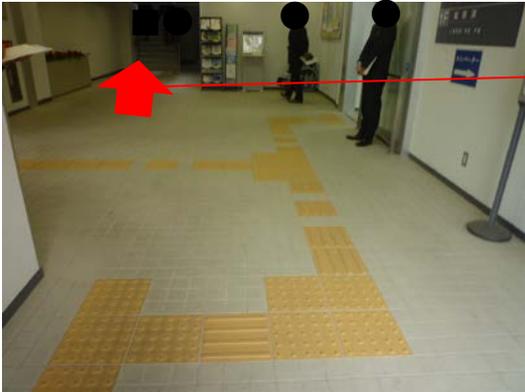
2 表中に網掛けをしている庁舎は、平成27年3月6日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表 2 - (2) - ⑨

喫煙室を設置しているが、喫煙室の表示等を行っていないもの (4 庁舎)

事例の内容

○ 福岡法務局久留米支局庁舎 1 階に喫煙室を設置しているが、庁舎内案内図等による案内を行っていない。
【福岡法務局久留米支局庁舎】



この先に喫煙室が設置されている。



(喫煙室)

【その他当該事例のある庁舎】
福岡合同庁舎 (本館)、福岡中央公共職業安定所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課庁舎 (吉野ヶ里歴史公園)

(注) 当局に調査結果による。

図表 2 - (2) - ⑩

前回調査結果に基づく所見表示後の改善状況

平成 18 年度調査時調査対象庁舎数 (福岡県及び佐賀県に所在の国の庁舎)	今回の改善確認状況庁舎数	うち未改善庁舎数 (庁舎名)	
		未改善庁舎数	未改善庁舎の状況
29 庁舎	4 庁舎	1 庁舎 (福岡港湾合同庁舎)	庁舎内に 4 喫煙室を設置しているが、そのうち 1 喫煙室で空気環境測定未実施。 なお、福岡港湾合同庁舎は同喫煙室を平成 27 年 3 月で廃止予定

(注) 当局の調査結果による。

3 その他

(1) 防火対策の実施状況

通 知	説明図表番号
<p>国の庁舎を管理する機関は、火災予防、火災発生時における庁舎利用者の安全確保等を図るために、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）などに基づき、庁舎の防火対策を実施している。</p>	<p>図表 3 - (1) - ①</p>
<p>国の庁舎のうち、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 の (15) 項に該当し、収容人員が 50 人以上であるなど、一定の要件を満たす庁舎については、消防法第 8 条第 1 項、同第 2 項などの規定に基づき、庁舎の管理権原を有する者は、①防火管理者の選任及び所轄消防長又は消防署長（以下「所轄消防長等」という。）に対する届出、②防火管理者による消防計画の作成及び所轄消防長等に対する届出、③防火管理者による消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練（以下「消防訓練」という。）等を実施しなければならない。</p>	<p>図表 3 - (1) - ② 図表 3 - (1) - ③ 図表 3 - (1) - ① （再掲）</p>
<p>今回、調査対象とした福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する 39 庁舎のうち、防火管理者の選任等が義務付けられている庁舎は 30 庁舎であり、これらの庁舎を管理する 30 機関は、消防法等に基づき、防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等を実施する必要がある。</p>	<p>図表 3 - (1) - ④</p>
<p>また、防火管理者の選任等が義務付けられた 30 庁舎のうち、消防法施行令別表第 1 の (16) 項イに該当する 2 庁舎については、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条第 10 項に基づき、消防訓練のうち、消火訓練及び避難訓練を年 2 回以上実施することとされている。</p>	<p>図表 3 - (1) - ④ （再掲） 図表 3 - (1) - ⑤</p>
<p>今回、上記 30 庁舎を管理する 30 機関における防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等の実施状況を調査した結果、以下のとおり、15 機関（50.0%）において一部不適切な状況がみられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 防火管理者を選任していないもの（3 機関） ② 防火管理者を選任しているものの、所轄消防長等に対し、届け出していないもの（2 機関） ③ 消防計画を作成していないもの（5 機関） ④ 作成した消防計画を所轄消防長等に対し、届け出していないもの（1 機関） ⑤ 平成 25 年度以降、消防訓練を実施していないもの（13 機関）、また、年 2 回以上行うこととされている消火訓練及び避難訓練を 1 回しか実施していないもの（1 機関） 	<p>図表 3 - (1) - ⑥</p>
<p>また、上記⑤の 13 機関は、その未実施理由について、勤務時間内は、職員が多数の来所者に対応しなければならず、実施する時間を確保することが困難であること、消防関係法令の認識不足などを挙げている。</p>	<p>図表 3 - (1) - ⑦</p>
<p>一方、消防訓練を実施している 17 機関の中には、庁舎利用者への影響を最小限にするため、来所者が少ないと判断される時期及び時間帯を見計らって消防</p>	<p>図表 3 - (1) - ⑧</p>

<p>訓練を実施しているものや勤務時間終了後に実施しているものもみられる。</p>	
<p>さらに、消防法では、火災予防のために必要な事項として、防火対象物の廊下等に避難の支障になる物件が放置等されないように管理し、かつ、防火戸について、その閉鎖の支障になる物件が放置等されないように管理すること（第8条の2の4）などが規定されている。</p>	<p>図表3-(1)-① (再掲)</p>
<p>今回、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する39庁舎について、火災予防及び火災発生時における庁舎利用者の円滑な避難という観点から、廊下等への避難の支障になる物件の放置等の状況などを調査した結果、以下のとおり、7庁舎(17.9%)において、不適切な事例がみられた。</p>	<p>図表3-(1)-⑨</p>
<p>① 避難経路、防火戸等の前に物件が置かれているもの(3庁舎) ② 電気室などに除去する必要がある物件が置かれているもの(6庁舎)</p>	
<p>このほか、庁舎に設置されている消防用設備等について、消防法第17条の3の3、消防法施行規則第31条の6第1項などの規定に基づき、庁舎の管理権原を有する者などは、消防用設備等の種類等ごとに機器点検又は総合点検を6月又は1年ごとに実施することとされているが、平成24年度以降、約3年間にわたって、これらの点検を実施していないもの(1機関)がみられた。</p>	<p>図表3-(1)-① (再掲)</p>
<p>防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等の実施状況が不適切などの事例が発生する原因として、次の事項が考えられる。</p>	<p>図表3-(1)-⑤</p>
<p>① 人事異動に伴う防火管理者の選任、消防計画の作成及びこれらの所轄消防長等に対する届出に係る担当者間の事務引継ぎが的確に行われていないこと。</p>	<p>(再掲)</p>
<p>消防訓練については、消防関係法令の認識が十分でないことなどにより、消防訓練の必要性が十分理解されていないこと。</p>	<p>図表3-(1)-⑩</p>
<p>また、訓練を実施する時期、時間帯等の検討も十分には行われていないこと。</p>	<p>図表3-(1)-⑪</p>
<p>② 火災予防及び火災発生時の円滑な避難並びに消防用設備等の点検に係る消防関係法令の認識が十分でなかったこと。</p>	
<p>したがって、関係行政機関は、火災予防及び火災発生時における庁舎利用者の安全確保等を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p>	
<p>① 防火管理者の選任、消防計画の作成及びこれらの所轄消防長等に対する届出に当たっては、担当者間の事務引継ぎができる仕組みを構築するなどにより、防火管理者の選任、消防計画の作成及びこれらの届出を的確に行うこと。</p>	
<p>また、消防訓練については、訓練を実施する時期、時間帯等に留意し、消防計画に基づき的確に実施すること。</p>	

<p>② 火災予防及び火災発生時の庁舎利用者の円滑な避難を阻害するものについては、速やかに改善措置を講ずるとともに、法令にのっとり、消防用設備等の点検を実施すること。</p>	
---	--

図表 3 - (1) - ①

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）（抜粋）

第 8 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
（以下略）

第 8 条の 2 の 4 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、当該防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設について避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理し、かつ、防火戸についてその閉鎖の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されないように管理しなければならない。

第 9 条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

第 17 条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。
（以下略）

第 17 条の 3 の 3 第 17 条第 1 項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

図表3-(1)-②

消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抜粋）

（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）

第1条の2（略）

2（略）

3 法第8条第1項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1に掲げる防火対象物（同表（16の3）項及び（18）項から（20）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 別表第1（6）項ロ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が10人以上のもの

ロ 別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項イ、ハ及びニ、（9）項イ、（16）項イ並びに（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（6）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分を除く。）で、収容人員が30人以上のもの

ハ 別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ及び（17）項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの

（以下略）

（防火管理者の責務）

第3条の2 防火管理者は、総務省令で定めるところにより、当該防火対象物についての防火管理に係る消防計画を作成し、所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 防火管理者は、前項の消防計画に基づいて、当該防火対象物について消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わなければならない。

（以下略）

（防火対象物の指定）

第6条 法第17条第1項の政令で定める防火対象物は、別表第1に掲げる防火対象物とする。

（消防用設備等の種類）

第7条 法第17条第1項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

（以下略）

（消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物等）

第36条 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、別表第1（20）項に掲げる防火対象物とする。

2 法第17条の3の3の消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの

二 別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもののうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

三 前二号に掲げるもののほか、別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあっては、一）以上設けられていないもの

図表3-(1)-③

防火対象物の用途

消防法施行令別表 第1による区分		防火対象物の用途
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
(6)	イ	病院、診療所又は助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、障害児入所施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第15項に規定する短期入所若しくは共同生活援助を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項若しくは第4項に規定する児童発達支援若しくは放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項、第8項若しくは第12項から第15項までに規定する生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
(9)	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
(12)	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫	
(15)	前各項に該当しない事業場	
(16)	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)～(20)	(略)	

(注) 1 本表は、平成27年3月1日現在施行中の消防法施行令に基づき、当局が作成した。
2 本表中の網掛けは、調査対象の庁舎が該当する。

図表 3-(1)-④

調査対象庁舎の消防法施行令第 1 条の 2 第 3 項の適用状況

消防法施行令 別表第 1 の項	収容人員	庁舎数	庁舎名	防火管理者選任等 の義務付けの有無
(15) 項	50 人未満	9	福岡法務局筑紫支局庁舎、福岡法務局行橋支局庁舎、福岡森林管理署庁舎、佐賀地方法務局武雄支局庁舎、伊万里港湾合同庁舎、唐津税務署庁舎、武雄労働基準監督署庁舎、伊万里労働基準監督署庁舎、唐津港湾合同庁舎	無し
	50 人以上	28	福岡法務合同庁舎、福岡法務局久留米支局庁舎、福岡法務局柳川支局庁舎、福岡保護観察所庁舎、福岡合同庁舎、門司港湾合同庁舎、福岡港湾合同庁舎、飯塚合同庁舎、若松港湾合同庁舎、福岡税務署庁舎、大牟田税務署庁舎、大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央労働基準監督署庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、小倉公共職業安定所庁舎、九州農政局福岡地域センター庁舎、福岡第二合同庁舎、福岡国道事務所庁舎、福岡運輸支局庁舎、佐賀合同庁舎、佐賀第 2 合同庁舎、鳥栖税務署庁舎、唐津公共職業安定所庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎、佐賀国道事務所庁舎、佐賀運輸支局庁舎	有り
(16) 項イ	30 人以上	2	国営海の中道海浜公園事務所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課庁舎（吉野ヶ里歴史公園）	有り
合計		39		

(注) 当局の調査結果による。

（防火管理に係る消防計画）

第 3 条 防火管理者は、令第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第 1 号の 2 の届出書によりその旨を所轄消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

- 一 令第 1 条の 2 第 3 項第一号 に掲げる防火対象物及び同項第二号 に掲げる防火対象物（仮使用の承認を受けたもの又はその部分に限る。）
 - イ 自衛消防の組織に関すること。
 - ロ 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること。
 - ハ 消防用設備等又は法第 17 条第 3 項 に規定する特殊消防用設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）の点検及び整備に関すること。
 - ニ 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること。
 - ホ 防火壁、内装その他の防火上の構造の維持管理に関すること。
 - ヘ 定員の遵守その他収容人員の適正化に関すること。
 - ト 防火管理上必要な教育に関すること。
 - チ 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること。
 - リ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - ヌ 防火管理についての消防機関との連絡に関すること。
 - ル 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督に関すること。
 - ヲ イからルまでに掲げるもののほか、防火対象物における防火管理に関し必要な事項

二 （略）

（第 2 項から第 9 項まで略）

- 10 令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ又は（16 の 2）項に掲げる防火対象物の防火管理者は、令第 3 条の 2 第 2 項の消火訓練及び避難訓練を年二回以上実施しなければならない。
- 11 前項の防火管理者は、同項の消火訓練及び避難訓練を実施する場合には、あらかじめ、その旨を消防機関に通報しなければならない。

（防火管理者の選任又は解任の届出）

第 3 条の 2 法第 8 条第 2 項の規定による防火管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第 1 号の 2 の 2 による届出書によってしなければならない。

- 2 前項の届出書には、選任の届出にあつては、防火管理者の資格を証する書面を添えなければならない。

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告）

第 31 条の 6 法第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

（以下略）



図表 3-(1)-⑥

防火管理者の選任及び所轄消防長等に対する届出等が不適切な事例

(単位：機関)

不適切な事例の内容	機関数	機関名
防火管理者を選任していないもの	3	福岡法務局久留米支局、九州農政局福岡地域センター、唐津公共職業安定所
防火管理者を選任しているものの、所轄消防長等に対し、届け出ていないもの	2	福岡中央労働基準監督署、福岡東労働基準監督署
消防計画を作成していないもの	5	福岡法務局久留米支局、福岡中央労働基準監督署、福岡東労働基準監督署、九州農政局福岡地域センター、唐津公共職業安定所
作成した消防計画を所轄消防長等に対し、届け出ていないもの	1	福岡中央公共職業安定所
平成 25 年度以降、消防訓練を実施していないもの	13	福岡法務局久留米支局、福岡保護観察所、大牟田労働基準監督署、福岡東労働基準監督署、福岡中央公共職業安定所、福岡南公共職業安定所、小倉公共職業安定所、九州農政局福岡地域センター、福岡運輸支局、唐津公共職業安定所、鹿島公共職業安定所（注 4）、佐賀国道事務所、佐賀運輸支局
年 2 回以上の消火訓練及び避難訓練を実施していないもの	1	国営海の中道海浜公園事務所
合計	25 (15)	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 機関数欄の合計は延べ数、() は実数である。
 3 表中に網掛けをしている機関は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置を講じたことが確認できた機関である。
 4 鹿島公共職業安定所は、平成 25 年 11 月 27 日に所轄消防署の立入検査を受検した際に、初めて防火管理者の選任及び届出等が必要な施設と判断されている。

図表 3-(1)-⑦

消防訓練を実施していない理由

(単位：機関)

区 分	機関数
勤務時間内は、職員が多数の来所者に対応しなければならず、実施する時間の確保が困難	6
消防関係法令の認識不足	5
防火管理者の業務引継ぎが不十分	1
消防訓練の実施方法の不知	1
合計	13

(注) 当局の調査結果による。

図表 3-(1)-⑧

消防訓練を工夫して実施している事例

機関名	概 要
福岡法務局	来客者の混乱、職員の業務の支障を避けるために、従前（開始時期は不明）から、勤務時間外に消防訓練を実施
福岡法務局 柳川支局	同 上
福岡中央労働 基準監督署	年末の夕方は通常よりも来客数が少なくなると判断し、平成 26 年度は、26 年 12 月 26 日の夕方に消防訓練を実施

(注) 当局の調査結果による。

図表3-(1)-⑨

火災予防の観点からみて不適切又は火災発生時における庁舎利用者の円滑な避難に支障がある事例

(単位：機関)

不適切な事例の内容	機関数	機関名
避難経路、防火戸等の前に物品が置かれているもの	3	門司港湾合同庁舎（門司税関）、若松港湾合同庁舎（若松税務署）、福岡国道事務所庁舎
電気室などに除去する必要がある物品が置かれているもの	6	福岡法務局行橋支局庁舎、若松港湾合同庁舎（若松税務署）、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、福岡第二合同庁舎（九州地方整備局）、福岡国道事務所庁舎
合計	9（7）	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 機関数欄の合計は延べ数、() は実数である。
 3 機関名欄の()は、合同庁舎を管理する機関名である。
 4 表中に網掛けをしている庁舎は、平成27年3月6日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表3-(1)-⑩

平成16年消防庁告示第9号（消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件）（平成16年5月31日付け）（抜粋）

(略)

第三 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等	消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	配線	
点検の内容及び方法	機器点検	機器点検	総合点検	総合点検
点検の期間	六月	六月	一年	一年

(以下略)

図表3-(1)-⑪

消防用設備等の点検を実施していない事例

機関名	設置している消防用設備等の種類	内容
福岡森林管理署	消火器具、非常警報設備	平成24年度以降、点検未実施

(注) 当局の調査結果による。

(2) AEDの設置及び維持管理等の状況

通 知	説明図表番号
<p>自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知）により、非医療従事者である一般市民も一定の条件の下で使用することが認められたこともあり、急速に普及が進んでいる。</p>	<p>図表 3 - (2) - ①</p>
<p>厚生労働省は、平成 25 年 9 月に、AED の設置場所や配置などの指針となる「AED の適正配置に関するガイドライン」（一般財団法人日本救急医療財団策定。以下「ガイドライン」という。）を公表している。</p>	<p>図表 3 - (2) - ②</p>
<p>ガイドラインでは、①「市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設」、②「交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設」などが、AED の設置が推奨される具体例として示されている。</p>	<p>図表 3 - (2) - ③</p>
<p>この理由として、ガイドラインは、①については、「規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED 設置・管理の規範となるという意味からも AED を設置することが望ましい。」、②については、「人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AED を設置することが望ましい。」としている。</p>	
<p>今回、福岡県及び佐賀県に所在する国が管理する庁舎 39 庁舎における AED の設置状況を調査した結果、庁舎内に AED が設置されているのは 29 庁舎（74.4%）、設置されていないのは 10 庁舎（25.6%）であった。</p> <p>なお、これら 10 庁舎を管理する 10 機関は、ガイドラインが策定された平成 25 年以降、いずれもガイドラインにのっとった AED の設置を検討していない。</p>	<p>図表 3 - (2) - ④</p>
<p>また、厚生労働省は、AED の普及が急速に進んでいることを踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するため、適切な管理等を徹底することが重要であるとして、平成 21 年 4 月に都道府県及び関係団体への通知と併せて、関係省庁等に対し、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416002 号・薬食発第 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「平成 21 年通知」という。）を発出している。</p>	<p>図表 3 - (2) - ⑤</p>
<p>平成 21 年通知では、出先機関を含む国の庁舎等に設置されている AED の適切な管理等の徹底が要請されており、平成 21 年通知に添付された都道府県への通知（「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発第 0416001 号・</p>	<p>図表 3 - (2) - ⑥</p>

薬食発第 0416001 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知) の別紙では、AED の設置者等が行うべき事項として、①AED の日常点検等を実施する点検担当者を配置し、日常点検等 (日常点検の実施、表示ラベルによる消耗品 (電極パッド、バッテリー) の管理等) を実施させること、②AED の設置情報を財団法人日本救急医療財団 (現在は、一般財団法人日本救急医療財団。以下「日本救急医療財団」という。) に登録することが挙げられている。

なお、厚生労働省は、平成 25 年 3 月に総務省から、「AED の設置拡大、適切な管理等について (あっせん) 」(平成 25 年 3 月 26 日付け総評相第 64 号) で一部の AED の維持管理が適切に行われていない実態が指摘されたことなどを受け、同年 9 月に都道府県への通知と併せて、関係省庁等に対し、「自動体外式除細動器 (AED) の適切な管理等の実施について (再周知) 」(平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 7 号・薬食発 0927 第 2 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知) を発出し、改めて出先機関を含む国の庁舎等に設置されている AED の適切な管理等の徹底を求めている。

図表 3 - (2) - ⑦

今回、AED が設置されている 29 庁舎のうち、庁舎を管理する機関が AED を設置、管理している 27 庁舎における日常点検等の実施状況を調査した結果、16 庁舎 (59.3%) において、以下のとおり、不適切な事例がみられた。

図表 3 - (2) - ⑧

なお、当局の調査日時点において、バッテリーが切れている AED はみられなかった。

- ① 電極パッドの使用期限が経過しているもの (1 庁舎)
- ② 表示ラベルが取り付けられていないもの (1 庁舎)
- ③ AED 収納ボックスの外から、AED 本体のインジケータ又は表示ラベルの視認が困難で、AED の状態又は電極パッド等の交換時期の確認ができないもの (2 庁舎)
- ④ 日常点検が実施されていないもの (5 庁舎)、また、日常点検の結果が記録されていないもの (5 庁舎)
- ⑤ AED の設置情報が日本救急医療財団に登録されていないもの (6 庁舎)

一方、上記 27 庁舎を管理する機関の中には、策定した管理要領、上部機関が発出した通知 (以下「管理要領等」という。) に基づき、AED を管理している機関もみられた。

図表 3 - (2) - ⑨

管理要領等の策定効果について、当該機関は、「管理要領を策定し、管理者を規定することで人事異動の影響を受けることなく、組織的・継続的に AED を管理することができ、点検担当者の実施内容を明文化することで点検事項の遺漏を防止し、常時、使用可能な状態の維持に寄与するものと考えている。」と説明している。

図表 3 - (2) - ⑩

ただし、管理要領等を策定している機関が AED を設置、管理している庁舎

<p>についても、上記事例のとおり、日常点検等の実施状況が不適切なものがみられた。</p>	
<p>さらに、ガイドラインでは、心停止発生からAEDによる電気ショックまでの時間を短縮するために、AEDを配置した場所が容易に把握できるように、入口付近、多くの人を通る場所等の施設の見やすい場所に配置するとともに、位置を示す掲示、あるいは位置案内のサインボードなどを適切に掲示することとされている。</p> <p>このため、AEDを設置、管理する機関は、庁舎利用者及び市民が見やすい場所にAEDを配置する必要がある。また、当該機関が、同利用者及び市民に対し、AEDの配置場所を周知するに当たっては、庁舎出入口付近にAEDマークを貼付するなどにより庁舎内のAEDの設置を表示すること、庁舎内の施設案内図、エレベーター内パネルなどにAEDの配置場所を表示することなどが有効と考えられる。</p>	<p>図表3-(2)-③ (再掲)</p>
<p>今回、庁舎を管理する機関がAEDを設置、管理している27庁舎におけるAEDの配置場所及びその周知状況を調査した結果、以下のとおり、11庁舎(40.7%)において見直しを検討する余地がある事例がみられた。</p> <p>① 来庁者が多いフロアにAEDを設置していないもの(1庁舎) ② 庁舎出入口にAED設置表示がないものや庁舎内案内板などにAED配置場所の表示がないもの(10庁舎)</p> <p>なお、当局の調査時において、AED設置表示がないなどの10庁舎を管理する10機関は、いずれも庁舎内におけるAEDの周知状況の点検を行っていない。</p>	<p>図表3-(2)-⑩</p>
<p>一方、上記27庁舎の中には、各フロアやエレベーター内に設置されている案内パネルにAEDの設置場所を表示しているなど、AEDの配置場所が工夫して周知されている庁舎もみられた。</p> <p>AEDの管理が不適切、AED設置場所の表示の見直しを検討する余地があるなどの事例が発生する原因として、次の事項が考えられる。</p> <p>① ガイドラインが策定された平成25年以降、AEDの設置の必要性について検討が行われていないこと。 ② 管理要領等を策定していない、又は管理要領等に基づく適切な日常点検等を実施していないこと。 ③ AEDの配置場所の周知状況などについての点検を実施していないこと。</p>	<p>図表3-(2)-⑫</p>
<p>したがって、関係行政機関は、AEDの効果的な利用等を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。</p>	

<p>① AEDが設置されていない庁舎を管理する機関は、庁舎の大小、庁舎が所在する場所の人口の密集状況等を勘案しながら、庁舎利用者や市民の生命を守る観点から、AEDの設置について検討すること。</p> <p>② AEDを管理している機関は、組織的・継続的にAEDを管理するため、管理要領等を策定し、これに基づき日常点検等を適切に実施すること。</p> <p>③ AEDを管理している機関は、AEDの配置場所の周知状況などについて点検し、改善を検討すること。</p>	
--	--

図表3-(2)-①

「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」
 （平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書（当局注1）第3の3の（4）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条（当局注2）違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

- ① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること
- ② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること
- ③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること
- ④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。

（以下略）

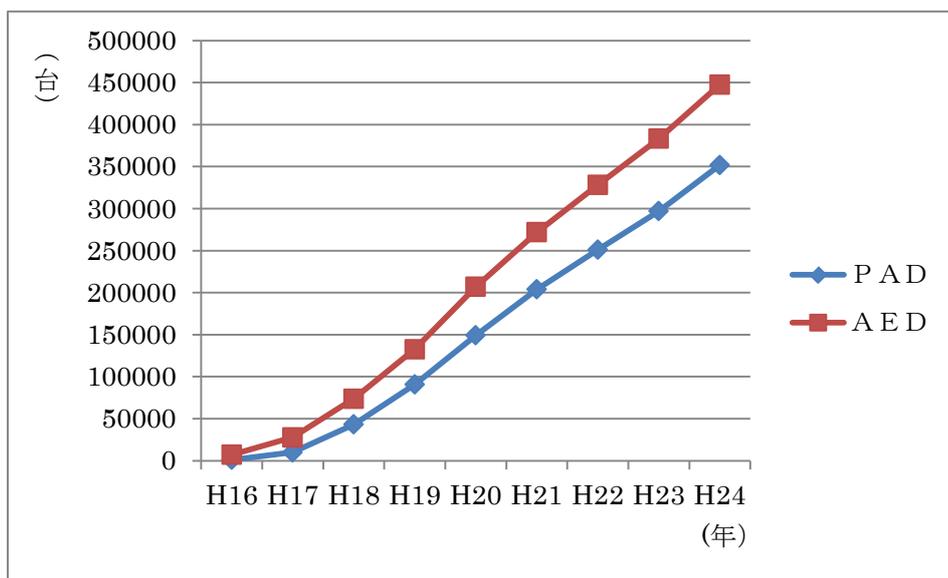
- （当局注） 1 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」が取りまとめた報告書
 2 医師法（昭和23年法律第201号）第17条「医師でなければ、医業をなしてはならない。」

図表3-(2)-②

AEDの販売累計台数

（単位：台）

年	平成16	17	18	19	20	21	22	23	24
AED	7,151	27,851	73,918	132,648	206,995	272,020	328,321	383,247	447,818
PAD	1,097	9,906	43,212	90,805	149,318	203,924	251,030	297,095	352,087



（注） 1 本表は、循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の報告書「AEDの普及状況に係わる研究」（平成24年3月）に基づき当局が作成した。

なお、平成24年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

2 PAD（Public Access Defibrillation）は、一般市民が使用できるAEDである。

図表3-(2)-③

「AEDの適正配置に関するガイドライン」(平成25年9月9日 一般財団法人日本救急医療財団)(抜粋)

<p>2. AED設置が求められる施設 (略)</p> <p>(3) AED設置施設の具体例 上記の議論を踏まえて以下にAEDの設置が推奨される施設、および有益と考えられる施設の具体例を示す。 【AEDの設置が推奨される施設(例)】 (略)</p> <p>⑥ 市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設 規模の大きな公共施設は、心停止の発生頻度も一定数ある上に、市民への啓発、AED設置・管理の規範となるという意味からもAEDを設置することが望ましい。</p> <p>⑦ 交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設 人口密集地域にある公共施設は、地域の住民の命を守るという視点から、施設の規模の大小、利用者数に関わらず、AEDを設置することが望ましい。</p> <p>(略)</p> <p>表2: AEDの設置が推奨される施設の具体例</p> <hr/> <p>1. 駅・空港 2. 旅客機、長距離列車・長距離旅客船等の長距離輸送機関 3. スポーツジムおよびスポーツ関連施設 4. デパート・スーパー・飲食店などを含む大規模な商業施設 5. 多数集客施設 6. <u>市役所、公民館、市民会館等の比較的規模の大きな公共施設</u> 7. <u>交番、消防署等の人口密集地域にある公共施設</u> 8. 高齢者のための介護・福祉施設 9. 学校(小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校等) 10. 会社、工場、作業場 11. 遊興施設 12. 大規模なホテル・コンベンション 13. その他 13-1 一次救命処置の効果的実施が求められるサービス 13-2 島しょ部および山間部などの遠隔地・過疎地、山岳地域など、救急隊や医療の提供までに時間を要する場所</p> <hr/> <p>3. AEDの施設内での配置方法 (略) 市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。</p> <p>(1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されていることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。</p> <p>(2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。</p> <p>(略)</p> <p>表3: AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと</p> <hr/> <p>1. 心停止から5分以内に除細動が可能な配置 — 現場から片道1分以内の密度で配置 — 高層ビルなどではエレベーターや階段等の近くへの配置 — 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮</p> <p>2. <u>分かりやすい場所(入口付近、普段から目に入る場所、多くの人が通る場所、目立つ看板)</u> 3. 誰もがアクセスできる(カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる) 4. 心停止のリスクがある場所(運動場や体育館等)の近くへの配置 5. <u>AED配置場所の周知(施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等)</u> 6. <u>壊れにくく管理しやすい環境への配置</u></p>
--

(注) 本表中の下線は、当局が付した。

図表3-(2)-④

調査対象庁舎のAEDの設置状況

(単位：庁舎、%)

区分	庁舎数	庁舎名
設置	29 (74.4)	
合同庁舎	9	福岡法務合同庁舎(福岡法務局)、福岡合同庁舎(福岡財務支局)、門司港湾合同庁舎(門司税関)、福岡港湾合同庁舎(博多税関支署)、飯塚合同庁舎(飯塚税務署)、若松港湾合同庁舎(若松税務署)(注3)、福岡第二合同庁舎(九州地方整備局)、佐賀合同庁舎(佐賀地方法務局)、佐賀第2合同庁舎(佐賀財務事務所)
単独庁舎	20	福岡法務局久留米支局庁舎、同局筑紫支局庁舎、同局柳川支局庁舎、同局行橋支局庁舎、福岡保護観察所庁舎、福岡税務署庁舎、大牟田税務署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、小倉公共職業安定所庁舎、福岡森林管理署庁舎、国営海の中道海浜公園事務所庁舎(注4)、福岡運輸支局庁舎、佐賀地方法務局武雄支局庁舎、唐津税務署庁舎、鳥栖税務署庁舎、唐津公共職業安定所庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課庁舎<吉野ヶ里歴史公園>、佐賀運輸支局庁舎
未設置	10 (25.6)	
合同庁舎	2	伊万里港湾合同庁舎、唐津港湾合同庁舎
単独庁舎	8	大牟田労働基準監督署庁舎、福岡中央労働基準監督署庁舎、福岡東労働基準監督署庁舎、九州農政局福岡地域センター庁舎、福岡国道事務所庁舎、武雄労働基準監督署庁舎、伊万里労働基準監督署庁舎、佐賀国道事務所庁舎
合計	39 (100)	
合同庁舎	11	
単独庁舎	28	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 庁舎名欄の()は、合同庁舎を管理する機関名である。
 3 若松港湾合同庁舎では、合同庁舎管理官庁である若松税務署はAEDを設置、管理していないが、同庁舎1階に入居している別の官署が設置、管理している。
 4 国営海の中道海浜公園事務所庁舎では、同所が業務を委託した事業者がAEDを設置、管理している。

図表3-(2)-⑤

「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」

(平成21年4月16日付け医政発第0416002号・薬食発第0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)(抜粋)

自動体外式除細動器(以下「AED」という。)については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器(AED)の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を整理(当局注)し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎(出先機関を含む。)等において設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いします。

(以下略)

(当局注) 各都道府県知事あての通知文書(「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知)の別紙「AEDの設置者等が行うべき事項等について」において、AEDの設置者等が行うべき事項等が整理されている。

図表3-(2)-⑥

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）の別紙「AEDの設置者等が行うべき事項等について」（抜粋）

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. (略)

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

図表3-(2)-⑦

「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（再周知）」
（平成25年9月27日付け医政発0927第7号・薬食発0927第2号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知）（抜粋）

標記については、「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」（平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。）により、AEDが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。以下同じ。）等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いしているところです。

今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されているAEDについて、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。

（以下略）

（注）本表中の下線は、当局が付した。

図表3-(2)-⑧

AEDの日常点検等が不適切な事例

(単位：庁舎)

不適切な事例の内容	庁舎数	庁舎名
電極パッドの使用期限が経過しているもの（使用期限は2014年5月であり、調査時点（2015年1月）で約8か月経過）	1	門司港湾合同庁舎（門司税関）
表示ラベルが取り付けられていないもの	1	大牟田税務署庁舎
AED収納ボックスの外から、AED本体のインジケータ又は表示ラベルの視認が困難で、AEDの状態又は電極パッド等の交換時期の確認ができないもの	2	福岡法務合同庁舎（福岡法務局）、福岡合同庁舎（福岡財務支局）
日常点検が実施されていないもの	5	福岡保護観察所庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、福岡森林管理署庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎
日常点検の結果が記録されていないもの	5	大牟田税務署庁舎、小倉公共職業安定所庁舎、佐賀第2合同庁舎（佐賀財務事務所）、唐津公共職業安定所庁舎、佐賀運輸支局庁舎
AEDの設置情報が日本救急医療財団に登録されていないもの	6	福岡法務局筑紫支局庁舎、福岡合同庁舎（福岡財務支局）、門司港湾合同庁舎（門司税関）、福岡港湾合同庁舎（博多税関支署）、佐賀第2合同庁舎（佐賀財務事務所）、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課庁舎<吉野ヶ里歴史公園>
合計	20 (16)	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 庁舎数欄の合計は延べ数、()は実数である。
 3 庁舎名欄の()は、合同庁舎を管理する機関名である。
 4 表中に網掛けをしている庁舎は、平成27年3月6日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表3-(2)-⑨

AEDの維持管理に係る管理要領を策定している事例

機関名	名称	管理要領の概要
福岡法務局	福岡法務局自動体外式除細動器管理要領	AEDの管理者が選任した点検担当者は、1日1回の日常点検、表示ラベルによる電極パッド及びバッテリーの管理等を実施し、その結果を点検表に作成の上、1月分を取りまとめて、AED管理者に報告
佐賀地方 法務局	自動体外式除細動器(AED)管理要領	AEDの管理者が選任した点検担当者は、1日1回の日常点検、表示ラベルによる電極パッド及びバッテリーの管理等を実施し、その結果を点検表に作成の上、1週間分を取りまとめて、AED管理者に報告

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 上記のほかに、当局の調査対象39庁舎を管理する機関のうち、福岡税務署、飯塚税務署等の上部機関である福岡国税局は、同局管内の税務署に対し、「自動体外式除細動器(AED)の管理等について(指示)」を发出している。この中では、AEDの管理責任者が指名したAED動作確認担当者が、「AED動作確認方法等」に基づき、AEDの動作確認を毎日実施するとともに、AED本体や付属品等の損傷の有無及び使用期限等の確認を毎月実施し、その事績を「AED点検チェック表」に記録することとされている。

図表3-(2)-⑩

AEDの日常点検等に係る管理要領策定の効果(意見)

機関名	意見
福岡法務局	管理要領を策定し、管理者を規定することで人事異動の影響を受けることなく、組織的・継続的にAEDを管理することができ、点検担当者の実施内容を明文化することで点検事項の遺漏を防止し、常時、使用可能な状態の維持に寄与するものと考えられる。

- (注) 当局の調査結果による。

図表3-(2)-⑪

AEDの配置場所又は配置場所の表示を検討する余地がある事例

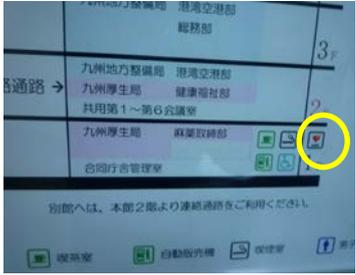
(単位：庁舎)

事例の内容	庁舎数	庁舎名
来庁者が多いフロアにAEDを設置していないもの	1	福岡保護観察所庁舎
庁舎出入口にAED設置表示がないものや庁舎内案内板などにAED配置場所の表示がないもの	10	福岡法務合同庁舎（福岡法務局）、福岡合同庁舎（福岡財務支局）、門司港湾合同庁舎（門司税関）、福岡港湾合同庁舎（博多税関支署）、飯塚合同庁舎（飯塚税務署）、大牟田税務署庁舎、福岡中央公共職業安定所庁舎、福岡南公共職業安定所庁舎、小倉公共職業安定所庁舎、鹿島公共職業安定所庁舎
合計	11	

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 庁舎名欄の()は、合同庁舎を管理する機関名である。
 3 表中に網掛けをしている庁舎は、平成27年3月6日時点で既に改善措置が講じられたことが確認できた庁舎である。

図表3-(2)-⑫

庁舎内におけるAEDの配置場所が工夫して周知されている事例

庁舎名	福岡法務合同庁舎（福岡法務局）	飯塚合同庁舎（飯塚税務署）	福岡第二合同庁舎（九州地方整備局）
概要	1階から5階までの各フロアやエレベーター内に設置されている庁舎案内パネルにAEDの表示がある。	2階から6階までの各フロアのエレベーター横にAEDマークが表示され、1階の管理室に設置されている旨掲示されている。	本館の1階から10階までの各フロアに設置されている庁舎案内パネルにAEDの表示がある。
写真			
表示の効果等に関する各機関の意見	経緯は不明であるが、案内パネルという性質上、主として来庁者への周知を目的としており、比較的来庁者が多く通行、滞留する場所にAEDの設置案内を表示していることから、不測の事態が発生した場合に、設置場所の把握ができ、速やかな対応が可能になると考える。	1階管理室にAEDを設置していることを、防災訓練等で職員に周知しているが、緊急時には冷静な対応をできないこともあることから、各階に表示している。また、職員だけでなく来庁者全てが把握できた方が、緊急時には有効であることから各階に表示した。	来館者や合同庁舎に入居している各官署職員に設置場所を周知するため、各フロアの庁舎案内パネルにAED設置を表示している。このため、仮にAEDが必要となった場合、来館者や各官署職員がAEDを探しやすいと考える。

- (注) 1 当局の調査結果による。
 2 庁舎名欄の()は、合同庁舎を管理する機関名である。

(3) 身体障害者補助犬の受入れの表示状況

通 知	説明図表番号
<p>身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第7条第1項により、国等は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないとされている。また、同法第23条により、国等は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならないとされている。</p>	<p>図表3-(3)-①</p>
<p>今回、調査対象とした39機関における身体障害者補助犬の受入れの表示状況を調査した結果、22機関は、厚生労働省作成の「ほじょ犬マーク」を庁舎建物の出入口など利用者の目につきやすい場所に掲示し、身体障害者補助犬の受入れを明示している。</p>	<p>図表3-(3)-② 図表3-(3)-③</p>
<p>しかしながら、以下のとおり、17機関で身体障害者補助犬の受入れの明示が十分に行われていない状況がみられた。</p>	<p>図表3-(3)-④</p>
<p>① 上部機関のホームページにおいて身体障害者補助犬の受入れを明示しているものの、庁舎には「ほじょ犬マーク」などを掲示していないもの(6機関) ② 庁舎を利用する者に見えにくい場所(庁舎内の受付付近の壁)に「ほじょ犬マーク」を掲示しているもの(1機関) ③ 身体障害者補助犬の受入れを明示することが望ましいことを認識していなかった等の理由により、「ほじょ犬マーク」などを庁舎に掲示していないもの(10機関)</p>	<p>図表3-(3)-⑤</p>
<p>国の庁舎に身体障害者補助犬の受入れを明示することは、身体障害者に対して身体障害者補助犬同伴についての安心感を与えるとともに、庁舎を利用する一般の者に対しても身体障害者補助犬への理解や配慮を求める意味もある。</p>	<p>図表3-(3)-⑥</p>
<p>今回、意見聴取を行った身体障害者関係団体からも、i)国の庁舎が身体障害者補助犬同伴でも利用可能であることを承知している一般の者は少ない、ii)身体障害者補助犬の受入れを明示することにより、庁舎を利用する一般の者からも身体障害者補助犬についての理解を得ることができ、身体障害者補助犬制度の周知に寄与することができるなどの意見が聞かれた。</p>	
<p>したがって、関係行政機関は、身体障害者補助犬利用者の利便の向上及び国民に対する身体障害者補助犬への理解の促進の観点から、身体障害者補助犬の受入れを明示するため、「ほじょ犬マーク」等を庁舎建物の出入口など外部から容易に視認できる場所に掲示する必要がある。</p>	

図表3－(3)－① 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）（抜粋）

<p>(国等が管理する施設における身体障害者補助犬の同伴等)</p> <p>第7条 国等（国及び地方公共団体並びに独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）その他の政令で定める公共法人をいう。以下同じ。）は、その管理する施設を身体障害者が利用する場合において身体障害者補助犬（第12条第1項に規定する表示をしたものに限る。以下この項及び次項並びに次条から第10条までにおいて同じ。）を同伴することを拒んではならない。ただし、身体障害者補助犬の同伴により当該施設に著しい損害が発生し、又は当該施設を利用する者が著しい損害を受けるおそれがある場合その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>2、3 （略）</p> <p>(国民の理解を深めるための措置)</p> <p>第23条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、身体障害者の自立及び社会参加の促進のために身体障害者補助犬が果たす役割の重要性について国民の理解を深めるよう努めなければならない</p>
--

図表3－(3)－② 厚生労働省ホームページにおいて示されている身体障害者補助犬の受入れを表すマーク



図表3－(3)－③ 身体障害者補助犬受入れを明示している機関

調査対象機関数	うち、身体障害者補助犬受入れを明示している機関
39 機関	<p>22 機関（注2）</p> <p>（内 訳）</p> <p>福岡法務局、福岡法務局久留米支局、同筑紫支局、同柳川支局、同行橋支局、門司税関博多税関支署、大牟田労働基準監督署、福岡中央労働基準監督署、福岡東労働基準監督署、福岡中央公共職業安定所、福岡南公共職業安定所、小倉公共職業安定所、九州農政局福岡地域センター、国営海の中道海浜公園事務所、福岡運輸支局、佐賀財務事務所、門司税関伊万里税関支署、武雄労働基準監督署、伊万里労働基準監督署、鹿島公共職業安定所、佐賀国道事務所、国営海の中道海浜公園事務所歴史公園課（吉野ヶ里歴史公園）</p>

(注) 1 当局の調査結果による。

2 これらの機関は、いずれも厚生労働省作成の「ほじょ犬マーク」を庁舎玄関等に掲示している。

図表 3 - (3) - ④ 身体障害者補助犬の受入れを十分に明示していない機関

区 分	機関数	機関名
上部機関のホームページにおいて身体障害者補助犬の受入れを明示しているものの、庁舎には「ほじょ犬マーク」などを掲示していないもの	6	飯塚税務署（飯塚合同庁舎）、福岡税務署、若松税務署（若松港湾合同庁舎）、大牟田税務署、唐津税務署、鳥栖税務署
庁舎を利用する者に見えにくい場所(庁舎内受付付近の壁)に「ほじょ犬マーク」を掲示しているもの	1	門司税関（門司港湾合同庁舎）
「ほじょ犬マーク」などを庁舎に掲示していないもの	10	福岡保護観察所、福岡財務支局（福岡合同庁舎）、福岡森林管理署、九州地方整備局（福岡第2合同庁舎）、福岡国道事務所、佐賀地方法務局（佐賀合同庁舎）、佐賀地方法務局武雄支局、唐津公共職業安定所、佐賀運輸支局、唐津海上保安部（唐津港湾合同庁舎）
計	17	

(注) 1 当局の調査結果による。

2 機関名欄（ ）は、管理する合同庁舎の名称である。

3 表中に網掛けをしている機関は、平成 27 年 3 月 6 日時点で既に改善措置を講じたことが確認できた機関である。

図表 3 - (3) - ⑤ 「ほじょ犬マーク」を掲示していない理由

「ほじょ犬マーク」を掲示していない理由	機関数
身体障害者補助犬の受入れを明示することが望ましいということを認識していなかった等	9
法令等において、身体障害者補助犬の受入れを明示することは求められていないことから、庁舎に「ほじょ犬マーク」を掲示する必要がないと考えた	1

(注) 当局の調査結果による。

図表 3 - (3) - ⑥

身体障害者補助犬受入れの明示に関する障害者団体(公益財団法人九州盲導犬協会)の意見

① 国の庁舎が身体障害者補助犬同伴でも利用可能であることを承知している一般の者は少ない。
② 国の庁舎が身体障害者補助犬の受入れを明示することにより、庁舎を利用する一般の者からも身体障害者補助犬についての理解が得られ、身体障害者補助犬制度の周知に寄与することができる。

(注) 当局の調査結果による。